

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成19年2月26日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	日程第19	議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
日程第2	会期の決定	日程第20	議案第16号 市道路線の認定について
日程第3	副議長の辞職許可報告	日程第21	議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
日程第4	副議長選挙	日程第22	議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第23	議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
日程第6	議案第1号 名寄市民憲章の制定について	日程第24	議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第7	議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について	日程第25	議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第8	議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について	日程第26	議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
日程第9	議案第4号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について	日程第27	議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第10	議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第28	議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第11	議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	日程第29	議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第12	議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について	日程第30	議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第13	議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第31	議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第14	議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	日程第32	議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算
日程第15	議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について		議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算
日程第16	議案第12号 合併特例区規約の変更について		議案第30号 平成19年度名寄市老
日程第17	議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について		
日程第18	議案第14号 上川教育研修センター		

人保健事業特別会計予算	日程第6	議案第1号 名寄市民憲章の制定について
議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算	日程第7	議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について
議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第8	議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について
議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	日程第9	議案第4号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について
議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第10	議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第11	議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第12	議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について
議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算	日程第13	議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算	日程第14	議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について
日程第33 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	日程第15	議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について
日程第34 議案第39号 指定管理者の指定について	日程第16	議案第12号 合併特例区規約の変更について
日程第35 議案第40号 指定管理者の指定について	日程第17	議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について
日程第36 報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第18	議案第14号 上川教育研修センター組合格約の変更について
1. 追加議事日程	日程第19	議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について	日程第20	議案第16号 市道路線の認定について
<hr/>	日程第21	議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
1. 本日の会議に付した事件	日程第22	議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第23	議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
日程第2 会期の決定	日程第24	議案第20号 平成18年度名寄市介
日程第3 副議長の辞職許可報告		
日程第4 副議長選挙		
日程第5 平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針		
追加日程第1 議会運営委員会委員の選任について		

護保険特別会計補正予算

日程第25 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第26 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第27 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算

日程第28 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

日程第29 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第30 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第31 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算

日程第32 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算

議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算

議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算

議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算

議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算

議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算

議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算

議案第38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算

日程第33 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第34 議案第39号 指定管理者の指定について

日程第35 議案第40号 指定管理者の指定について

日程第36 報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員（33名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	8番	林	寿和	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	19番	堀江	英一	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	26番	中野	秀敏	議員
	28番	村端	利克	議員
	29番	川村	正彦	議員
	30番	福光	哲夫	議員

31番	齊藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

1. 欠席議員（2名）

22番	栗栖	賢一	議員
25番	野々村	勝	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝
書記	久保	敏
書記	佐藤	葉子
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	今	裕	君
市立総合病院事務部長	佐藤	健一	君
市立大学事務局長	中尾	裕二	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成19年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 佐藤 靖 議員

7番 日根野 正 敏 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月15日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月15日までの18日間と決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 副議長の辞職許可を報告いたします。

去る2月23日に堀江英一議員から一身上の都合により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定により同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に林寿和議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました林寿和議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林寿和議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林寿和議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました林寿和議員のごあいさつをいただきます。

林寿和議員。

○副議長（林 寿和議員） 就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議長より副議長に指名推選をいただき、この上ない光栄であります。また、全会一致で御決定をいただきましたことに心よりお礼を申し上げます。また、責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

今日地方分権が進められ、地方自治体独自の自主性や主体性が強く求められており、議会が果たす役割と責任は極めて大きなものがあり、合併による課題も山積しておりますが、幸いにして人格、見識とも卓越した田中議長のもと先輩、同僚議員各位の絶大なる御支援をいただきまして、この重責を全うしたいと念願しております。市理事者各位におかれましても格別の御指導と御協力のほどをお願いいたします。

まことに簡単ではございますが、お礼とお願い

を申し上げまして、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時09分

再開 午前10時23分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生常任委員会の林寿和副委員長の辞任許可に伴う副委員長互選の結果を報告いたします。

民生常任委員会副委員長に宮田久議員が選任されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 これより平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成19年度市政執行方針を行います。島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成19年第1回名寄市議会定例会の開会に当たり、市政執行の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思っております。

旧2市町の合併から、早くも1年を迎えようとしています。

昨年4月、新名寄市の初代市長として就任以来、市民本位のまちづくりを基本に、公約として掲げた行財政改革や新総合計画の策定を初め各種施策に取り組み、市民の融和と一体感の醸成に努め、「合併して良かった」と実感できるまちづくりに誠心誠意努力をしております。

合併2年目に向け、市民のまちづくりに寄せる期待をしっかりと受け止め、今後とも対話に努めながら、名寄市の限りない発展を目指し、全力で市政執行に当たっております。

さて、国の三位一体改革による影響、未だ回復の実感を持つことができない地域経済の状況などから、厳しい財政運営が続いていますが、合併に

よる行財政でのメリットを最大限に引き出すとともに、なお一層の行財政改革並びに財政の健全化に取り組んでいかなければなりません。

さらには、新総合計画に掲げる施策、事業を着実に実行していくことで、目標とする将来像の実現に向け全力を尽くしたいと考えております。

また、その施策の推進に当たっては、行政の不断の努力はもとより、「まちづくりの主役は市民であり、市民と行政の協働によるまちづくり」を基本理念として全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

平成19年度は、多くの市民の参画により策定された、新しい総合計画のスタートの年であり、計画に掲げた具体的な目標を実現するため、実施計画を基本として各種施策を進めていきますが、直面する問題解決に向けて、次の三点の政策に重点をおいて市政運営に当たっております。

一点目は、「市民と行政との協働について」であります。

地域の課題に的確にこたえていくため、コミュニティ意識の醸成や地域のつながりを大切にし、市民や企業、NPO、市民活動団体などと行政とが、互いに連携してまちづくりを行う協働のまちづくりを進めてまいります。

また、市民憲章の制定につきましては、「市民憲章検討委員会」から答申を得ましたので、今定例会に提案させていただきました。この市民憲章ができるだけ早く、多くの市民の皆さんに理解され、親しんでいただけるよう推進運動に努めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進について」であります。

新総合計画を効率的・効果的に達成するためには、財源確保や組織機構の整備が求められています。

合併前の両市町で積み重ねてきた努力を引き継ぎ、数値目標を掲げた「新・名寄市行財政改革推進計画」を着実に進めてまいります。

また、職員の資質向上は重要な課題であり、職員研修等の充実に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興について」であります。

市民生活の安定を図り、市民の暮らしを守るためには、基幹産業の農業や製造業等が元気に展開することが重要であります。

また、観光振興による交流人口の確保や産学官をはじめとする連携を促進し、商店街の賑わいづくり、人材の育成や産業の付加価値化と農産物等のブランド化に取り組んでまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成19年度の予算編成について申し上げます。

国の予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、行政のスリム化・効率化を一層推進し、活力に満ちたオープン経済社会の構築及び健全で安心できる社会の実現を図るべく編成されました。

平成19年度の経済見通しについては、世界経済の着実な回復が続く中、企業部門、家計部門ともに改善が続き、改革の加速化により自律的・持続的な経済成長が期待され、国内総生産の実質成長率は2%と見込まれています。

地方財政対策では、新型交付税が導入され、あわせて地方財政の健全化を図るため、交付税特別会計の新規借入を廃止するとともに、計画的な償還が始まることになりました。

地方交付税は、15兆2,000億円と前年度比4.4%、7,000億円のマイナスとなりましたが、地方交付税の法定率分を堅持した上で、地方一般財源総額は確保されることになりました。

名寄市の平成19年度の各会計予算案は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に地域

経済・雇用にも配慮し、道の駅整備事業、戸籍電算化事業、市立総合病院整備事業、風連地区市街地再開発事業、農地・水・環境保全向上対策事業、住宅リフォーム促進助成事業などを盛り込み、総合計画に基づき編成いたしました。

一般会計予算案は186億8,596万9,000円で、合併特例振興基金造成債を当初予算に計上したことから、前年度比1.5%、2億8,075万3,000円の増となりました。

8つの特別会計予算案は、前年度比6.4%増の116億9,236万8,000円、企業会計予算案は、前年度比9.6%増の95億9,818万9,000円、全会計の総額では、前年度比4.8%増の399億7,652万6,000円となりました。

また、風連町特例区予算案は、前年度比9.2%減の7,040万6,000円となりました。

少子・高齢化が急速に進展し、地方分権が進む中では、合併を選択しただけでは増え続ける収支不足を簡単には解消できず、老朽化した公共施設の改修を含めた新たな財政負担が顕在化してきました。

このような中で、市民に提供するサービスの範囲と地域・住民の役割との調整を図り、過大な負の遺産を若い世代に残すことなく、年度間のバランスをとり、適切な事業選択と公債管理の上に、既成概念にとらわれず「挑戦者の志」を持って大胆な発想の転換を行い、新しい名寄市のまちづくりを市民と協働して進めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進についてであります。

市民の皆さんがまちづくりに参加できる機会を広げ、市民と一体となったまちづくりの推進体制の整備が必要です。そのため、市民自治を基本に市民参加や行政運営のルールを定める「自治基本条例」の制定に向け、市民の皆さんと一緒に作業を進めてまいります。

さらに、市民と行政が協働する仕組みとして、地域自治区の創設に向け、地域の方々と話し合い

を進めてまいります。

また、ボランティアやNPOなどの活動に対する支援に努めるほか、まちづくりの活性化を図るための市民の自主的な研修や活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区の振興のために、「合併特例区協議会」との連携を深めるとともに、事務事業の円滑な推進に努めてまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

行政運営に対する市民の参画を促進するために、市民が市政を身近に感じることができるよう、広報なよろを初めホームページ、新聞広報、エフエムラジオ放送など、多様な手段で情報公開の充実を図ってまいります。

また、市民の声が反映する市政運営のために、各種懇談会などで市民と地域の意見をお聴きしていきます。

さらに、市民の皆さんと行政情報を共有するため、施設見学会や出前トークなどを充実してまいります。

次に、コミュニティー活動の推進についてであります。

コミュニティー活動につきましては、町内会などの住民組織の活動と拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行ってまいります。

次に、情報化の推進についてであります。

平成20年度までに戸籍システムの導入を行い、平成21年度には電算処理による運用開始を目指してまいります。

戸籍事務の電算化により名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所に分散している戸籍簿などを一元管理し、簡素で効率的な戸籍事務に徹して窓口での戸籍証明書の交付時間や戸籍原本作成日数の短縮を図るなど、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、統計について申し上げます。

少子高齢化、グローバル化、高度情報化、地方分権の進展などに対応するため、各分野において構造改革が進められ、社会経済システム全体が大きく変わろうとしています。こうした変革の中にあって、統計は各種施策の企画・立案に幅広く利用されており、その果たす役割はますます重要なものとなってきています。

平成19年度の指定統計調査は、学校基本調査、商業統計調査、就業構造基本調査、工業統計調査、住宅土地統計準備調査が予定されています。名寄市統計協議会の協力を得て調査が進められますので、市民の皆さんには御理解と御協力をお願いいたします。

次に、交流活動の推進についてであります。

国際交流につきましては、カナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区から交換学生とロシア・ドーリンスク市から市民訪問団を受け入れ、教育や文化の交流を通じて友好親善を深め、国際理解に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区と山形県鶴岡市藤島地区との間で、子どもたちの交流を含めた人的交流や文化交流を推進するとともに、特産品などの販売活動を通じて両都市との交流が一層充実するよう積極的な取り組みをしてまいります。

東京なよろ会などのふるさと会については、名寄市の情報を発信しながら側面からの支援を行い、大都市との人的・経済的交流を図ってまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

地方分権が進展している中、持続的に発展していける行財政基盤を確立し、「自己決定」「自己責任」の原則に基づき、自主・自立性を高めた行財政運営がこれまで以上に求められています。今回策定いたしました「新・名寄市行財政改革推進計画」の推進による着実な実行に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

「自分の健康は、自分で守る」ことを基本とし、健康意識の啓発を図り、各種がん検診や基本健康

診査を35歳以上の市民を対象に実施しています。

その検診結果を基に、個々にあった健康づくりができるように保健指導の充実に努め、さらには国が提唱している内臓脂肪症候群の予防を柱とした生活習慣病予防対策を推進してまいります。

また、健康増進法に基づき、生活習慣病の予防を中心とした健康づくり運動を展開できるように「健康増進計画」の策定を進めてまいります。

次に、市立総合病院についてであります。

国の医療制度改革大綱に基づき、様々な施策が実施される中で、引き続き道北第3次医療圏の地方センター病院として、地域医療の向上を目指してまいります。

特に地域の病院・診療所との連携を深め、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進するとともに、高度・多様化している医療ニーズに対応するため、医療施設や機器の整備、診療と看護体制の充実に努めてまいります。

近年、大学からの医師の派遣が中止されるなど、地方においては医師の不足が深刻な問題になっています。

当院においても、精神科の医師確保が最重要課題でありますので、引き続き確保に向けて努力してまいります。

4月からは、小児科に新たな医師3名を迎え、7名体制となりますので、24時間の診療体制で臨んでまいります。これらの救急外来部門、ICU病床の新設、研修医の増加に対応する医局スペース拡充のため、病院の増改築を平成19年度から2カ年で実施いたします。

現在、わが国の診療報酬の体系は、各診療行為の点数を合算した出来高払い方式を基本としていますが、医療財政の悪化などの医療環境の変化に伴い、平成15年4月から「DPCによる包括評価制度」が導入されています。

今後は、慢性期や外来等もこの制度へ移行することが検討されていますので、当院においても平

成19年度からDPCへの取り組みを行ってまいります。

次に、児童福祉の推進についてであります。

昨年10月にスタートしました「認定こども園」制度への取り組みにつきましては、名寄市幼児教育振興会を通じて、市内の各幼稚園と検討を重ねているところです。少子化時代に対応した新しい形の保育のあり方が実現するよう進めてまいります。

また、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭への支援や最近特に深刻化している児童虐待について、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

次に、高齢者福祉の充実にについてであります。

平成19年1月末における高齢者人口は7,946人、高齢化率が25.3%と高齢化が進んでおります。新たに統合された名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画に基づき、高齢者対策事業を推進してまいります。

比較的虚弱な高齢者の方々を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するため、4月に設置する「名寄市地域包括支援センター」を中心に、今日まで、先進的に取り組んできた元気会などをはじめとした介護予防事業を実施してまいります。

介護保険事業では、平成19年度から保険料を統一し、新たに介護予防給付を実施いたしますので、運営の充実に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

名寄市の障害者福祉施策は、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本とする「名寄市障害者福祉計画」に基づいて推進していますが、この計画は平成19年度が最終年度となります。この間、支援費制度への移行や障害者自立支援法の施行など、福祉を取り巻く情勢が大きく変化したことに伴い、計画の内容を一新し、第2期名寄市障害者福祉計画として本年度中に策定する予定であります。

次に、廃棄物処理対策についてであります。

昨年4月から完全実施しました紙製容器包装廃棄物の資源収集は、予定していた収集量を下回る状況にあります。まだその多くが、炭化ごみや埋立ごみとなっていますし、資源として排出された中でも、紙以外のごみの混入が見受けられます。今後とも粘り強く、分別の徹底やごみの適正排出について、啓発・指導を行ってまいります。

ごみの減量化では、本年度も生ごみ堆肥化容器購入助成や段ボールコンポストの普及促進を実施してまいります。

また、環境美化活動の推進では、時節にあわせた清掃週間を設定し、環境衛生推進員の皆さんを中心に町内会と連携して、まちなかの環境美化に取り組んでまいります。

次に、消防事業についてであります。

風連地区のひとり暮らしの高齢者住宅に設置している緊急通報システム端末装置は、導入から13年が経過し、故障に対応できない状況にあることから更新を図り、高齢者の住宅不安解消及び人命の安全確保に努めてまいります。

住宅火災から「命」を守るために、平成18年度から「住宅用火災警報器」の普及に努めてきましたが、継続して住民周知を図ってまいります。

また、広報消防自動車の更新を図り、消防体制の充実に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

市民の人命尊重を第一に交通事故防止に努めてまいりましたが、昨年は、残念ながら3人が交通事故で亡くなる結果となりました。

安全で快適な住みよい社会を実現するため、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策についてであります。

犯罪のないまちづくりに向けた広報活動の充実と啓発運動を推進するため、平成18年度には公用車5台に青色回転灯を整備しました。本年度も「安全・安心円卓会議」を開催し、各地区の安心会議や関係機関、団体と情報交換を行い、市民生

活の安全確保に努めてまいります。

次に、消費生活の安定についてであります。

消費生活につきましては、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。

消費者自らが正しい消費知識を得るために、消費者活動団体などと連携を図りながら、適切な情報提供、消費相談、啓発活動に努めてまいります。

次に、住宅の整備についてであります。

西町団地建替事業は、平成15年度から工事に着手し、これまでに13棟26戸が完成いたしました。平成19年度は3棟6戸が12月に完成の予定です。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成18年度に策定した建替基本設計に基づいて、住み替え住宅建設の実施設計を行う予定です。

新規事業としては、白かば団地及び新北栄団地の屋根張替工事を年次計画で実施いたします。

また、新市における住宅マスタープランの見直し業務については、本年4月から実施してまいります。

次に、都市環境の整備についてであります。

定住人口の減少、急速な高齢化を踏まえ、将来を見据えたまちづくりを進めることが必要となっています。このため、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトで住みやすいまちづくりを推進するため、名寄都市計画用途地域内の徳田地区工業地域について、土地利用の見直しを図り、工業地域に特別用途地区を設定する作業を進めているところであります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、本年から18ホールを供用し、残り18ホールの造成を実施してまいります。

次に、風連地区の市街地再開発について申し上げます。

事業を実施するに当たり、国土交通省令に基づき、認可の申請に必要な調査設計計画の委託事業を実施しなければなりません。これらに要する

費用の一部を補助し、事業の推進に向けて支援を
してまいります。

次に、水道事業についてであります。

上水道の拡張事業では、区域拡張を踏まえ国道
239号17から18線の配水管布設を計画して
おります。

配水管網整備事業につきましては、道路改良な
どに伴う配水管の布設替え及び漏水調査と配水管
洗浄を実施するとともに、老朽管による更新工事
と郊外地区における管網整備を積極的に実施して
まいります。

また、上水道は、おいしく安全で最も安定した
飲料水を市民に供給することを基本として事業運
営を図っておりますが、ここ数年、水道使用量の
減少傾向にありますので、水道事業会計の健全化
を図るため、水道水利用拡大に取り組むとともに、
平成19年度に使用料改定の条例改正を提案いた
したく、準備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

平成19年度は、汚水が河川へ流出する汚濁防
止対策として、昨年から実施している合流改善事
業の滞水池土木建築工事を債務負担行為で実施い
たします。

下水処理場におきましては、昭和53年に設置
した電気施設の老朽化に伴う、中央監視設備と運
転操作設備の更新を計画しております。

農村部における個別合併浄化槽整備につつまし
ては、これまで370基が完成し、本年度は16
基の設置を予定しています。

また、下水道は快適な生活を営むために最も重
要な施設であり、今後も施設整備を進めてまいり
ますが、供用開始以来稼働している施設の老朽化
に伴い、維持管理費及び機器更新費が年々増加し
ているところであります。

下水道の経営健全化に向けて、平成19年度に
使用料改定の条例改正を提案いたしたく、準備を
進めてまいります。

次に、道路事業についてであります。

国土交通省関連事業は、継続事業で道路交付金
事業による北7丁目道路改良事業のほか3路線、
新規事業で19線道路改良事業と、まちづくり交
付金による風連地区東3号歩道改修事業を実施し
てまいります。

防衛施設局関連では、菊山線道路改良事業を継
続して実施いたします。

次に、除排雪事業についてであります。

除雪につきましては、冬の快適な生活環境を確
保し、安全な市民生活や産業活動を維持するため、
車道464キロメートル、歩道60キロメートル
の実施を予定しています。

排雪では、交通安全対策として、道路幅員確保
のカット排雪と交差点の見通し確保のための角切
排雪を実施いたします。

また、名寄市除排雪助成事業であります市道・
私道除排雪助成及び排雪ダンプ助成につつまし
ては、従来どおり名寄地区で実施してまいります。

名寄市除排雪業務につきましては、名寄地区及
び風連地区の一部で、それぞれの地区の事業協同
組合に委託していますが、作業の効率化と整備水
準の向上に努めてまいります。

なお、両地区における除排雪の実施基準が異な
っているため、早い時期に統一を図ってまいり
ます。

次に、農業・農村の振興についてであります。

本市の農業は、関連産業との連携を通じて地域
の経済社会を支える基幹産業として重要な役割を
果たしてきたところです。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、
農畜産物価格の低迷や農畜産物の輸入拡大、さら
にはWTO、EPA交渉等国际規律の強化など、
農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化していま
す。

これらの背景を受けて、国の「新たな食料・農
業・農村基本計画」に基づき、経営所得安定対策
が導入されます。

このような農政の大きな転換期における名寄市

農業・農村の新たな構築を図るため、「新名寄市農業・農村振興計画」を策定し、総合的・計画的に各種施策を推進してまいります。

次に、新たな米の需給調整システムについて申し上げます。

平成19年度からの品目横断的経営安定対策の導入とあわせて、19年産から新たな需給調整システムに移行することが決定されており、これらを受けて名寄市農業振興対策協議会において、旧市町の水田農業推進協議会を統合し、新産地づくり交付金の活用方法及び米の数量配分を一本化することとしました。

平成19年産米のもち米については、北海道では3年連続の豊作による供給過剰の状況から、需給と価格の安定を図るために平成19年からの2カ年を目途に10%の自主削減をすることとしました。うるち米につきましては、全国の作況指数が96で不作だったことや道産米の評価が向上したことを受け、名寄市は2ランクに向上し19トン増の配分がありました。

また、新産地づくり対策につきましては、本体部分の「産地づくり交付金」、もち米自主転作及び地域振興作物加算等の「新需給調整システム交付金」、担い手集積加算等の「稲作構造改革促進交付金」、耕畜連携水田活用対策を加え、入り口ベースで総額約11億円となり平成18年度の交付実績額と比較すると約6%増額の見込みです。

現行対策の実績と検証を踏まえ、新「水田農業ビジョン」においては、水田農業の持続的発展を図るため有効活用し、体質の強い担い手農家の育成と振興作物の安定確立を図ってまいります。

次に、品目横断的経営安定対策について申し上げます。

平成19年産からはじまる本対策の2月末での対象者は、米、麦、大豆、てん菜、澱原用馬鈴しょの5品目の作付け実績農家609戸のうち447戸、73%が対象となり、面積では4,493ヘクタールのうち4,022ヘクタール、90%が対

象の見込みです。4月以降に本格的な申請となりますが、農協をはじめ関係機関と協力しながら、新制度の周知徹底や認定農業者の確保と利用集積を促進し、新制度への円滑な移行を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

本市の農業・農村振興計画に基づき、農業振興作物や農業形態に対応した営農指導に取り組んでまいります。振興センターの主な業務として、営農指導をはじめ土壌診断、試験・展示ほ場の設置、アスパラガス大苗の供給事業などを継続して実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

食品の安全・安心への消費者意識が高まる中、牛乳生産においても衛生的生乳を重視した良質原料乳確保に対する要望が強まっています。引き続き生産抑制を強いられる厳しい環境下にありますが、自給飼料を基盤とした良質粗飼料の確保、飼養管理技術の向上、個体改良を推進し、家畜排せつ物の有効利用を図るべく資源循環型の畜産経営を推進してまいります。

公共牧野については、乳牛飼育農家の労働負担の軽減と粗飼料確保、コスト低減を図るため実施しており、平成19年度は、母子里地区共同牧場においても指定管理者制度を導入し、効率的で適正な管理運営をしてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

国の牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法や牛トレーサビリティ法に基づき、より安全・安心な食肉処理場として、衛生管理に配慮した施設整備に努めてまいりました。

また、厚生労働省からの指導もあり、平成20年までには中止しなければならないピッシング方式（失神させた牛の頭部にワイヤ状の器具を挿入して脳神経組織を破壊する作業）を、衛生上の問題や現場職員の安全性の面を考慮し、不動物化施設として整備してまいります。

このことにより、施設の安全な作業環境と適正な食肉処理業務を確立し、安全・安心な食肉の供給体制確立と畜産農家の経営安定のため、食肉センターの円滑な運営に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

継続中の道営事業につきましては、智恵文地区において「道営畑地帯総合整備事業」により、暗渠排水、土層改良などの再整備を行い、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、平成15年度から飼料基盤整備及び家畜排せつ物処理施設の整備を行い、生産性の向上と経営の安定を図るため実施してまいりましたが、本年度の草地造成、草地整備、暗渠排水、畜舎などの整備で事業が完了する予定です。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」では、水田利活用の推進と多面的機能を発揮し、効率的・安定的な経営体の確立と地域水田ビジョンの実現のため、風連・名寄地区で区画整理、暗渠排水、用水路などの整備を実施してまいります。

また、「道営経営体育成基盤整備事業」では、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために共和地区、東豊地区、瑞生地区で暗渠排水、客土、用水路などの整備を実施します。

北海道では、基盤整備の推進による食糧自給率向上と環境と調和した農業を持続するため、「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」を平成18年度から平成22年度までの5カ年で実施することとしています。この事業の導入により、担い手を育成・支援するための生産基盤や公共性の高い基幹水利施設の整備において、農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、平成19年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

本対策につきましては、年明け以降、総務省から同事業に対する制度の内容が徐々に示される中

で、関係団体からも強い要望があり、北海道としても、当初予算の4億円を7億円に増額するなど状況の変化が見られます。

本市においても、これらのことを踏まえて、平成19年度予算に1地区の事業費4,580万円を見込み、市負担分の25%、1,145万円を計上することといたしました。

ただし、北海道の当初予算については、全道要望額を満たす額ではなく、平成19年度補正での対応が予想されますので、今後も推移を見ながら対応してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

近年、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水質源のかん養など「森林の公益的機能」に対する関心が高まっていますが、これまで森林を守り育ててきた林業は、依然として厳しいものがあり、組合員の減少に加え、木材価格の低迷や林産業コストの上昇、さらには森林所有者の林業経営に対する意欲の減退、後継者不足などから、森林の保育、森林整備を推進していくことが極めて困難な状況となっており、放置される森林が急増し、山づくりに対する意欲が減少傾向にあります。

こうした中、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため「森林整備地域活動支援交付金」や「21世紀北の森づくり推進事業」など、助成制度を活用した民有林造林事業を推進してまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

名寄地方における景気動向について、地元金融機関の第21回景況レポートによると、企業の景況感を示す業況判断指数(DI値)は、昨年10月から12月までの実績で前期(昨年7月から9月期)に比べ11.0ポイント悪化となり、マイナス基調で推移し厳しい状況が続いています。来期の見通しについても引き続き停滞感を強めていることが伺われます。

昨年暮れに出店説明のあった徳田地区の大型店については、1月30日に北海道のガイドライン

に沿った出店計画書の提出がなされ、2月11日には市内において出店説明会が開催されたところです。名寄地区における小売店売り場面積は平成16年度調査で41,436平方メートルであり、新たに22,301平方メートルが追加となると、既存の小売店を含め中心市街地は大きな打撃を受けることは明らかと考えているところです。このような状況にありますが、市内においては商工業が活性化するよう中小企業振興条例について、商工会議所、商工会など関係団体と連携し有効活用を図るなど、大型店出店の動きにも対応してまいります。

中小企業の新たな支援策として、住宅改修の促進、快適な住環境の整備を目指し、3年間の時限を設けて住宅リフォーム促進助成事業に新たに組み込んでまいります。補助の申請は個人となりますが、市内の建設産業の振興と雇用の安定を図ることを目的に、100万円以上の改修工事に対し、定額で20万円を助成しようとするものです。

また、チャレンジ支援事業を創設し、新規創業、第二創業、店舗の新築・増改築についても支援を行ってまいります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、「中心市街地活性化に関する法律」に基づき、市が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、基本的な計画を作成することとなっています。作成にあたっては、商工会議所が中心となって組織する「中心市街地活性化協議会」の意見を聴くことになっていますので、これから組織される協議会とも十分連携を図りながら、基本計画の策定に努めてまいります。

公設市場においては、流通変革・人口減などによって、取扱量・取扱高は減少してきており厳しい状況にあります。丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、企業内努力を続けておりますので、今後とも販路拡大、生鮮食料品の安定供給に向けた努力を促すとともに、支援をしてまいります。

次に、雇用の確保についてであります。

雇用環境は、より一層深刻な状況にあります。昨年12月末の月間有効求人倍率は全道で0.53倍、名寄公共職業安定所管内では0.41倍となっており、引き続き厳しい状況に変わりはありません。ただし、高等学校の新学卒の動向については、昨年12月末で求人数では前年を66.1ポイント上回り、求人倍率は1.68倍になっており、職業別では技能工、販売に大きな伸びがみられます。

季節労働者対策としては、これまで30年間続いてきた冬期技能講習の制度は18年度で終了することとなります。最終となる技能講習会は2月1日から始まっており、近隣を含めて勤労者企業組合45人、名寄建設業協会50人、総体では前年度実績対比63.3%の受講状況となっています。さらに、風連建設業協会主催での講習会も3月に予定されています。季節労働に伴う19年度からの国の新しい制度内容が近々示されますので、地域実情を最優先した雇用拡大、冬場の雇用安定に軸足を置いた実効性のあるものになるよう、引き続き関係機関と協議を行い、環境を整えていきたいと考えております。

厳しい雇用環境にある中、労働環境も厳しく、労働相談員の役割も重要なものと考えています。現在、6人の相談員が配置されていますが、一層協議を行いながら連携し、相談活動を充実してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

自然文化的な観光資源の豊かさを最大限に活かし、観光事業を法人の名寄・風連両観光協会と連携し実施してきています。近年は体験型観光、アウトドアへの志向が強まり、歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光への需要が拡大されてきています。ひまわり畑、健康の森、道立サンピラーパーク、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など、そのステージは広がっていますので、観光協会や指定管理者などの民間活力と一緒に、交流人口の拡大に努めてまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第1リフト減速機のオーバーホール工事を行います。また、若者を中心として利用の多いスノーボードコース、家族連れで楽しめるキッズコーナーなどの整備を行い、安全で安心して楽しめるスキー場として整備してまいります。

道の駅事業につきましては、地域とともに作る個性豊かな賑わいの場として、平成20年2月の完成を目指し、本年7月に工事着手いたします。オープンは平成20年4月を予定しており、交流・集いの場となるよう整備していきます。これまで関係団体とも協議を重ねてきており、安全・快適・潤いを与える道の駅、情報発信など地域経済活性化の拠点施設として整備してまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学についてであります。

去る2月1日、平成19年度の短期大学児童学科の一般入試を行いました。

定員25名に対し、前年度と比べて3名減の96名の志願者があり、10日に37名の合格者を決定いたしました。募集停止をした生活科学科は、本年3月末をもって廃止手続きをとる予定であります。

次に、大学保健福祉学部の一般入試前期では、各学科の定員25名に対し、栄養学科で80名、看護学科で166名、社会福祉学科で103名の合計349名、4.65倍の志願者があつたところです。昨日、札幌市と名寄の2会場で入学試験を行い、3月6日に合格者の発表を予定しております。

大学入試センター試験に参加して初めての試験であり、志願者数の予測に苦慮しましたが、各学科とも目標数値を確保することができました。

今後も教育研究水準の向上に努めるとともに、グラウンドをはじめとする施設整備を計画的に進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と、基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成19年度の市政執行方針といたします。

○議長（田中之繁議員） 次に、平成19年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、平成19年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、昨年3月27日に新しい名寄市が誕生して以来、合併に伴う当面する諸課題についてその解決に鋭意取り組んでまいりましたが、今年はさらに一歩前進して「知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、希望に輝くまちをつくります。」をキーワードに様々な教育活動の円滑な推進を図り、市民の期待と信頼にこたえる大切な年であります。

国では、昨年の12月に教育基本法が改定され公布されました。これまでの教育は、昭和22年に制定された旧教育基本法のもとで、国民の教育水準を向上させ、社会経済の発展を支えてまいりました。しかし、制定以来半世紀以上が経過したことから、社会の変化に対応した新しい時代の教育理念が明示されたものであります。更に、去る1月24日には、政府の教育再生会議が、ゆとり見直しやいじめ対策、教育委員会制度の改革などについて、その第1次報告を行ったところであります。これらに関連する法案の推移や世論構成などについて、今後ともしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

また、北海道教育委員会では、昨年10月にこれからの北海道がめざす教育の理念や方向性を明確にし、本道教育を計画的、総合的に推進するため、北海道教育ビジョンを策定いたしました。

このビジョンは、平成20年度からおおむね10年間を想定した教育長期総合計画の基本理念を

示すもので、「社会で生きる実践的な力の育成」、「豊かな心とすこやかな体の育成」、「信頼される学校づくりの推進」など五つの基本目標からなっており、今後の具体的方策への取り組みについて、その動きを把握してまいりたいと考えております。

名寄市においては、平成19年度以降の新しい名寄市総合計画が策定されました。教育行政におきましても、その整合性を図り、「心の合併」を目指して市民と共に歩む教育の推進に努めながら、名寄市における教育の諸課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、今日までの教育成果を踏まえながら、諸施策の実現に力を注ぎ、「確かな学力」と「豊かな心」を培うよう教育内容の充実に努めるなど、保護者や市民の期待にこたえ信頼される学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、児童生徒一人一人が、生涯にわたってたくましく生きる力を培うために、それぞれがもつ個性や能力を最大限に伸ばしていくことが重要であります。

そのため、適正な教育課程を編成・実施するとともに、少人数指導やティーム・ティーチングなど指導方法の工夫・改善に努めるなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

特に、読解力を通して総合的な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに、家庭学習の励行と基礎・基本の定着に努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切にする心、思いやりの心などとあわせて倫理観や規範意識、社会性などを育成することが、極めて重要となっております。

日常的な道徳指導をはじめ、「総合的な学習の時間」における社会体験、名寄の恵まれた自然や

優れた人材など、豊かな教育資源を十分に活用した体験学習等を通して、教育効果を一層高めることができるよう努めてまいります。

小学校3・4年生で使用いたします社会科副読本につきましては、市内における統一した副読本の使用に向け、名寄市教育研究所の協力のもとに、平成20年度配布に向けて編集作業を進めております。

国際理解教育につきましては、諸外国の生活・文化の理解を深めるため、ALTの活用はもとより様々な分野において外国人との交流を深めるなど、地域に根ざした教育活動を推進してまいります。

本年4月からスタートする特別支援教育につきましては、名寄市教育委員会として、専門家チームや巡回相談員を単独で選任し、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう努めるとともに、各学校や保護者等への制度理解への促進を図るなど、国や道の動きとあわせてその円滑な推進に努めてまいります。

また、名寄市立大学との連携のもと特別支援教育推進実践学校を指定し、学生のティーチングアシスタントによる支援の取り組みを進めるなど、各学校における指導体制の一層の充実にに向けた研究を進めてまいります。

食育につきましては、食生活習慣の乱れが発達段階にある児童生徒に深刻な影響を及ぼしていることから、学校給食や生活科・家庭科の時間はもとより、学校教育全体の中で、望ましい食習慣の形成と自己管理能力の育成に努めてまいります。

また、教育相談活動につきましては、教育相談センターとの連携を深めるとともに、現在、名寄中学校など3校に週3回派遣している「心の教室相談員」を週5回の派遣に拡大し、生徒の悩みや不安を受け止めストレスを和らげるなど、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

大きな社会問題となっているいじめにつきましては、北海道教育委員会が昨年12月全道一斉に

実態把握のアンケート調査を実施いたしました。

3月下旬には最終的な集計結果を通知、公表する運びとなっておりますが、名寄市教育委員会といたしましては、既に各学校に対して体制づくりを求め、いじめ撲滅に向けての取り組みを進めているところであります。

平成19年度におきましては、学校教育推進の重点にいじめ問題について盛り込むなど、生命に畏敬の念を持ち、他を思いやる心を育てる教育の一層の推進に努めるとともに、保護者や関係機関とのより緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

児童生徒の健康・安全確保につきましては、保健所や薬剤師会など関係機関との連携のもと予防対策や衛生管理の徹底を図り、学校における環境衛生の保持及び児童生徒の健康保持に努めてまいります。

また、校内外における事件・事故の未然防止に向けて、児童生徒や教職員が速やかに対処できる能力と知識を習得するため、各学校での危機管理マニュアルに基づく訓練の実施に努めるとともに、各小学校区に設置されている安心会議の機能強化を図り、「地域の子どもは地域全体で守る」ことを基本に、地域や保護者・関係機関との連携を一層深めるなど安全対策を充実してまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄西小学校のグラウンド散水栓設置工事、豊西小学校のボイラー設置工事など安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

また、昨年の小学校に引き続き、新年度は全中学校の教育用コンピュータの更新を行ない、これからの高速ネットワーク社会に対応したコンピュータの基礎的操作の習得を図るとともに、児童生徒が適切な情報を主体的に選択し、活用できる情報活用能力や情報を利用する上でのモラルの育成に努めてまいります。

小中学校の適正配置につきましては、昨年8月に有識者等からなる名寄市小中学校適正配置等検

討委員会を設置いたしましたが、2月6日に、小学校では市街地区において1学級20人から30人で各学年2学級、学級数12学級、児童数360人程度、また、中学校では1学級20人から30人で各学年4学級、学級数12学級、生徒数360人程度が望ましいとする基本的な考え方と、今回は、教育委員会としての学校配置に関する具体的な提案を受けて、適正配置のあり方について、再度検討・協議するとの報告答申をいただいたところであります。

今後は、名寄市教育目標を基本にしながら、長期展望に立って、教育委員会としての方針・具体案をまとめ、再度適正配置等検討委員会に諮問し、平成19年度中には報告を受け、小中学校適正配置計画を策定してまいります。

また、校舎等の改築などにつきましては、先に実施いたしました耐震化優先度調査の結果が2月に出了したので、これを受け、対象校舎等それぞれについて危険改築・大規模改造・耐震補強等の対応策を検討し、適正配置計画の策定と併行しながら、平成19年度中に学校教育施設の整備計画を策定してまいります。

市内高等学校の再編につきましては、北海道教育委員会が平成20年度以降の高校教育に関する指針づくりを進めており、素案では思い切った再編整備による学校規模の適正化を提示しております。

市内4校の今年の出願状況は、400人の定員に対し311人の出願者となっており、特に、風連高校では出願者数が4人と大幅に定員割れの状態となりました。

教育委員会といたしましては、適切な時機に名寄市の考え方を的確に道教委に提示し、高校進学者の多様な選択肢を確保するとともに、良好な教育環境の維持に努めてまいります。

次に生涯学習について申し上げます。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化が進展する中、人々が求める学習機会の確保と学習情報

の提供を通じて市民の自主的な活動を支援・促進するなど、心豊かな人づくりと希望にあふれたまちづくりに努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、学校教育とともに社会教育の責任が一層重要なものとなっており、自然とのふれあいや仲間との助け合いの心を育む機会の充実を図ってまいります。

家庭と地域の教育機能の向上につきましては、地域や家庭環境の変化、地域社会としての意識や連帯感の希薄化が進んでおり、家庭教育学級の学習内容を見直し、参加者の拡充に努めるなど家庭の教育力の一層の充実を図ってまいります。

高齢者の学習活動は、市内に3カ所の高齢者大学（学級）があり、それぞれが歴史と伝統を重んじた活動を継続しております。

自らが学びあえる学習機会を提供するとともに、地域の生活文化を伝承する異世代間交流や高齢者の豊かな経験や能力を生かす機会づくりをすすめてまいります。

公民館講座につきましては、市民ニーズを的確に把握しながら講座内容の充実を図ってまいります。また、風連地区では分館を主体とした自ら学びあえる自主的な学習組織を通して活動の活性化を目指してまいります。

成人式は、昨年度、名寄、風連それぞれの会場で開催いたしました。今年度からは合併後の市民の一体感を強める意味も含めて統一して実施してまいります。

社会教育施設の使用料（利用料）につきましては、名寄地区、風連地区で差異があるため社会教育施設全体の使用料（利用料）見直しと、指定管理者制度の導入を視野に検討をすすめてまいります。

また、社会教育施設は昭和40から50年代に建設した建物が多く、全体的に老朽化がすすんでいるため、計画的な改修に努めてまいります。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターは、館を利用する方々の支援

を得ながら、同好会活動や各種講座の開催など地域住民が気軽に利用できる交流の場としての役割を果たせるよう、創意工夫し運営してまいります。

また、児童の心身の健康を増進する場としての活用とあわせて、子を持つ親の子育て交流の場としての機能をさらに高めるなど、安心できる子育て支援をしてまいります。

南児童クラブでは、自然とのふれあいや親子のきずなを深める行事をより積極的に採り入れるなど、クラブ利用児童保護者との共通理解を大切にしたい運営に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年センターは、学校・地域及び青少年健全育成関係団体等と連携して、街頭巡視・指導活動を行い、児童生徒の安心・安全確保と非行防止に努めるとともに、青少年非行の温床となるような有害な環境の浄化に積極的に取り組んでまいります。

また、青少年健全育成団体相互の情報交換を通して、青少年の健全育成に対する啓発活動を推進してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターは、教育委員会内のいじめ・不登校等に係わる相談窓口を一元化するために、昨年度新たに新設されたものであります。

まず、ハートダイヤルでは、いじめ、不登校、引きこもり、虐待等の多様な悩みを一刻も早く受け止め、早期対処に努めております。

近年の相談件数の増加に対応して、新年度は更に相談員の増員を図るとともに、電子メールによる相談受付についても検討してまいります。

また、開設3年目を迎える適応指導教室では、不登校及びその傾向にある児童生徒の学校復帰や個々の進路に向けた自立を支援しており、今後とも教育相談センターの職員が一体となり、小中学校や心の教室相談員との連携を強化し、通室児童生徒の学校復帰への環境づくりに、積極的に取り組んでまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

地域を支える情報拠点及び市民の知的保障機関として、図書の充実と電算化による蔵書管理の効率化を図り、迅速で的確な利用者サービスに努めてまいります。

「子どもの読書活動推進計画」につきましては、3月の教育委員会に諮った後、新年度からその計画に基づき家庭・学校・地域等での子どもの読書活動の推進・普及に取り組んでまいります。

風連分館は昨年12月より改修工事を実施しておりますが、2月末日に完成予定であり、生涯学習の情報拠点施設として環境の整備を進め、4月からリニューアル開館いたします。

また、分館蔵書の電算化につきましては、平成20年度稼働に向けて努力してまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

新年度は、8月に皆既月食の観望会及びインターネットライブ中継を開催いたします。また、移動天文台車を利用した一般及び児童生徒の学習目的の観望会を実施し、天文普及の促進を図ってまいります。

また、新年度も引き続き名寄市と北大大学院理学研究科の相互協定に則り、最先端の観測・研究の実施、大学院生の観測実習の受入れとともに、精度の高い天文観測情報を発信してまいります。

天文台建設にあたっては、新名寄市総合計画の前期に位置づけられたことから、北大及び関係機関との協議を重ね、早期における具現化に向けて努力してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度の普及事業のうち展示会につきましては、「ヒグマ」「エンレイソウ」「松浦武四郎」などをテーマに引き続き地域理解を深める事業を行う予定であります。

合併に伴う情報検索と映像展示につきましては、平成19年度から3年計画で更新にむけての作業を進めてまいります。

文化財につきましては、北海道開発局からの委

託をうけ、一般国道40号名寄バイパス延伸に伴う埋蔵文化財の発掘調査を予定しております。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

市民の皆様には、広報なよろ2月号で給食センター統合に関する経緯と経過などについてお知らせしたところでありますが、新年度からは、風連学校給食センターを名寄市学校給食センターと統合し、一層効果的な食育の推進を図るとともに、地場産品を積極的に活用し、安全・安心で栄養バランスに配慮した学校給食の実施に努めてまいります。

また、学校における食に関する指導を行うため学校教育法の一部が改正され、栄養教諭制度が平成17年4月1日に施行されました。

教育委員会としましては、新年度において名寄市学校給食センター運営委員会内に検討委員会を設置し、地域や学校の状況に応じた食に関する指導と学校給食の管理など学校栄養教諭の任用に関する具体的な取り組みを協議してまいりたいと考えております。

次に、体育・スポーツの振興について申しあげます。

名寄市営南プールが防衛施設局の補助を受けて、市内では初めての屋内プールとして完成しました。加温式、25m・6コース、幼児用プール、採暖室、多目的トイレを配置した施設で、5月中旬にオープンを予定しております。今後は子供たちの体力向上や少年団の育成、また、市民の体力増進や高齢者の健康維持に大きく寄与するものと考えております。

既存の体育施設の改修整備につきましては、体育センターピヤシリフォレスト事務室ドア及びピヤシリシャンツェ・リフト索受装置の修繕を行い、施設の指定管理者と連携しながら安全確保、維持管理運営に万全を期してまいります。

新年度は、国体軟式野球北海道大会青年の部など各種大会の開催、また、全国・全道規模のスキー大会の開催も予定されておりますので、それら

大会の成功に向けて努力してまいります。

スポーツ合宿につきましては、サッカー、スキーなど、夏・冬を通した円滑な受け入れを行い、更なる交流人口の拡大と地域の活性化を図るため積極的に取り組んでまいります。

今後とも、生涯スポーツの観点に立ち、財団法人名寄市体育協会や名寄市風連体育協会、体育施設の指定管理者など関係団体との連携を図りながら、各種スポーツ教室や講習会の開催、指導者の育成、ジュニア選手の育成強化、スポーツ競技力の向上を目指し、市民が健康で参加しやすい市民皆スポーツの振興に努めてまいります。

以上、平成19年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託にこたえる教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林寿和副議長の議会運営委員の辞任を許可いたしましたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 追加日程第1 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、木戸口真議員を指名い

たしたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、指名いたしました木戸口真議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第1号 名寄市民憲章の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市民憲章の制定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市民憲章の制定に当たりましては、市民の皆さんからいただいた御意見を参考に、名寄市民憲章検討委員会におきまして必要な事項を検討していただきました。本件は、本年2月13日に同検討委員会から市民憲章について答申を受けましたので、本市における市民の生活や活動の最高規範である市民憲章を制定するため議会の議決を求めるものであります。

今回提案する市民憲章は、半永久的なまちの理想像や市民が共有するまちづくりのための行動目標を示しており、前文におきまして本市の歴史的、風土的な特性を表現し、本文におきまして文末をまちをつくりますとし、市民の一致した意思表示を強調しております。また、本文の構成を五つの条項とし、一つ目の条項では市民参加、協働のまちづくりを、二つ目の条項では保健医療福祉環境の整備を、三つ目の条項では自然環境の保全及び自然と調和した都市環境整備を、四つ目の条項では地域の特性に根差した産業振興を、五つ目の条項では教育、文化環境の整備を示しております。

なお、本市の行政施策の基本理念となるべきものであることを十分に考慮するとともに、歴史のある旧市町の憲章の表現をできる限り生かしております。今後は、市の広報等を通じ市民へ周知するなど、市民に愛され、名寄市の新しい目標とし

て広く普及するよう市民憲章の啓発等に努めてまいります。よろしく願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） この市民憲章につきましては、ただいま市長の方から御説明がありましたとおり、名寄市民憲章検討委員会の方から13日に市の方に答申があったということでお聞きをしておりますが、私の発言の趣旨を結論から先に申し上げますと、端的に言いますと詰め込み過ぎと。これは、検討委員会の皆さんが非常に慎重審議をされて、こういう形で文言整理をされて答申をされたことについて大いなる敬意を表しながらの発言であるということをご事前に申し上げた上で発言をさせていただきますが、そんな中でもやはり私も全道の各市の市民憲章を読ませていただいたり、いろいろ考えてきたのですが、先ほども申し上げましたとおり余にもいろんな文言を詰め込み過ぎだというふうにまず申し上げたいと思います。これは、先ほど市長の方からもお話ありましたとおり、今後未来永劫にわたってこの道北の中核都市、名寄市の一つの市民ごぞつての指針となるべき大事な部分でありますので、あえて申し上げさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり長過ぎるといのがまずあるのです。

それで、市民憲章というのは、先ほどのお話のとおり市民の決意、あるいはよき市民としての願い、あるいは市民生活の心構え、市民としての誇り、責任、それらがエキスとして記述されていることが理想であるというふうに思うのであります。言ってみればシンプル・イズ・ベストといいますが、努めてシンプルであるべきだということがまずあるのですけれども、前文から少しお話しさせていただきたいのですが、この前文の最後の名寄市の発展に努めますというところにまず私は一つ抵抗を感じました。これは、市民憲章でありますので、市民一人一人が幸せに、豊かに暮らすこと

をうたい上げる、その結果名寄市が豊かな市に至るということから考えても、ここはやはり市民一人一人が未来に向かって、明るい名寄市に向かって歩み続ける、あるいは歩み続けることを誓いますという意味で私は前文を考えていきたいなというふうに思いますし、それからあとの五つの項目については、総合計画の基本計画あるいは基本目標に基づいて記載がされているわけですが、この五つの項目がすべて、例えばまず住みよいまちをつくりますについて言えばダブってかかっていると。それから、2番目のからだところの健康をとるところについては、これは都市宣言の中では総務常任委員会の中で文言整理をされて、健康というのは、辞書を引いてもおわかりなのですが、肉体的、精神的に健全であるということをして健康というふうな言い方をしているわけですから、ここはダブって言っていることにもなりますし、それから3項目の豊かな自然を守り、さらにまた自然という言葉が出てきているということで、言葉のダブリがあるということで、あえて言えば少しくどいのではないかとことです。それから、4番目について、5番目についても同じなのですが、豊かな暮らし、あるいは5番目についても豊かな人と薫りというふうな言い方がされておまして、ここにも同じ言葉が4項目と5項目について出てきているということからいっても、私はいかにも詰め込み過ぎだというふうに思います。小学生児童からお年寄りまで幅広く市民に理解してもらえて、覚えていただければ大変うれしいという市長のコメントもあったとおり、これはなかなか長過ぎて覚えづらいのではないかとこのところもありまして、こういう考え方をいたすのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 今市民憲章の内容について御意見をいただきました。もともと旧風連町、旧名寄市の町民憲章、市民憲章を持っていたわけでございますが、二つの自治体が合併をしたこと

によって一つの市民憲章に改めようということでも検討いただいた経過でございます。御指摘のように重ね言葉と申しましょか、そのような受けとめ方もあるかもしれません。私も道内三十数カ所の市の市民憲章も参考に見させていただきました。その年代によってこの憲章の流れといたしますか、やはりあるのかなというふうにも受けとめておりました。旧名寄市、旧風連町とも30年以上前に制定をしているといたしますから、そのときの旧憲章をかなりベースに置いた、しかも中学生の年齢以上ぐらいから理解しやすいような表現にまとめていただいたと、このように思っております。御指摘の部分はどのように私も考えておりますけれども、時には強調するために同じような言葉が続いて出てくるということもこれはあり得るのではないかと、このように思っております。

検討していただきました委員の皆さんも大変熱心に数度にわたる検討委員会を開催をして、このようにまとめていただいたということで、私はこの検討委員会の皆さん方の検討の労を多くして、今回お申すようにこのように提案をさせていただいているということでございますので、ぜひこの表現等については、今の新名寄市総合計画の5本の目標、柱と同一というのはそれ以前から総合計画というのはおおよそその自治体の憲章に基づいて構成されて、これは柱としてはいつの時代でも大きく変わるものではないと、そんなふうには思っているところでございまして、ぜひ御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、大正11年に建設され、長年職員会館として使用しておりました旧西田邸を国土交通省の補助を受けて改修整備を行い、山形県鶴岡市藤島や東京都杉並区など交流自治体とのふるさと交流事業等に活用するため、名寄市北国雪国ふるさと交流館条例を制定しようとするものであります。

旧西田邸は、現在では数少ない歴史的な建築物でありますので、建てかえることなく、外観等をできるだけ保存するよう努めました。今後は、事業の目的であります都市交流はもちろん公の施設として広く市民に利用していただきます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 名寄市において名寄教会に次いで歴史建造物の保存ということで、外観もだんだん姿をあらわして、中に入るのが楽しみのような感じがしておりますけれども、二、三お聞きをいたします。

名寄市において歴史建造物を保存をしていく、あるいはできるだけ外観を残しながら、技術的に手を加えて残していくわけですけれども、めったにないことなものですから、今回の旧職員会館を保存する工事に当たって設計上あるいは技術上苦勞、特にこういうことを留意して最終的にでき上がる予定であったのかどうか、少し経験的な話も含めてお伝えをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、第7条、開館時間午前9時から午後10時ということで、常識的な利用しやすい時間帯になっておりますけれども、国内、国際交流、さまざまな多目的な利用につながっていけばいいのかなという考えしていますけれども、宿泊の規定は特にございませんけれども、市長の承認を得て利用時間を変更することができるというところにニーズによってはそういう運用も意識をされているのかどうかお答えをいただきたいと思います。

それから、三つ目には、附則で交流館利用料金の設定がされておりますが、利用料金設定の根拠についてお知らせをいただきたいのと、あわせてこの交流館の維持管理についての想定について、1年間主なものも含めて維持管理に当たる経費等についての見積もり等について考え方があればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

歴史的建造物の保存に向けての今回改築に当たっての考え方なり、建築が間もなく完成をする中での配慮というような部分でございますけれども、そのことはしっかりと受けとめながら改築工事に当たったところでありまして、図面が議員の方にお渡りになっていない部分がありますけれども、ちょっと旧職員会館を熊谷委員さんも御利用になっておられますから描いていただければ、大通側、西側に面している部分の大きな部分の建

物については、旧西田邸としては非常に歴史的建造物としての価値がある建物でございます。それと、東側に向いている方の言ってみれば旧トイレ、階段があって、階段下からトイレがありました。トイレからの東側の部分につきましては、そう大きく歴史的な建造物ということでの評価ではなかったわけでありまして、今回改築に当たりましては、国交省の補助を3分の1受けて、趣旨のとおりの内容でさせていただきましたけれども、トイレから東側の部分は撤去させていただきました。その部分について撤去させていただいて、残る西側の部分については中の柱とか、そういう部分についてはそのまま生かせるものは最大限全部生かすということを基本にさせていただきました。それと、外観ですとか勾配ですとかもそのままそっくり大正の建物ということでいじっておりません。しかし、外観の外壁につきましては、非常に断熱も悪いですし、そのまま保存はできないということで、旧西田邸に沿った形の色合いといいたし、外観を残す形で建築の設計と、または施工に当たって協議をさせていただいた部分でございますので、完成が3月いっぱいというようなことを聞いておまして、まだ中がごらんになれないわけでありまして、中の部分については旧玄関部分は新しくなっておりますけれども、主に1階部分、2階部分の部屋についてもそのままの現状に残した形になってございます。利用料、使用料についてそれぞれ記載のある部分については、旧西田邸のレイアウトのままで中をきれいに化粧がえをしているというふうな部分でございます。

それと、開館時間で第7条の関係で、午前9時から午後10時までということで基本的には考えておりますけれども、特に市長の承認を得ることになりますけれども、基本的にこの部分につきましては旧藤島町、それと杉並の交流、それと国際的なリンゼイなり、ドーリンスクとの交流の場に使っていきたいということを考えておまして、宿泊の関係については、宿泊の施設の内容

にはなつてございませぬけれども、今は貸し布団ですとかそういう形の中ではそのことも可能ということで考えておりますけれども、この条例の中には宿泊の関係は記載がございませぬけれども、そういう青少年の交流の中でここを利用して、前庭も利用できるような形になっておりますから、そのことについては柔軟に対応ができるだろうというふうに思っておりますし、柔軟に対応していかなければならぬ、このように考えているところでございませぬ。

料金設定の根拠の部分でございませぬけれども、この部分につきましては4室の部分、午前、午後、夜間、全日ということで、これは基本的に職員以外に市民の皆さんにも広く開放していこうということでの会館になってございませぬから、これにつきましては一つには大橋地区のコミュニティセンターの利用料金を参考にさせていただきます。それと、もう一つは、市民文化センターの使用料を参考にさせていただいた部分と、もう一つは市民会館の貸し館の利用料の部分参考にさせていただきます。おおむね大橋コミュニティセンターの利用料金に合致した料金体系ということになってございませぬ。

維持管理の関係でございませぬけれども、これにつきましては19年度においては直営でということと考えておまして、今回条例の制定に当たっては指定管理者を想定した形での条例制定を考えておまして、19年度の維持管理費につきましてはおおむね240万円程度の規模で考えておまして、それには管理人の配置ですとか、これからの部分では前庭等の維持管理に要する経費等を予定をしているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 建設水道部長からの答弁かなと思いましたが、実際にこういう建築工事というのはそう多くない、名寄の業者さんにとつても。そういう意味合いで、実際にほと

んど外観はでき上がつて見えておりますから、技術的に本当に地元発注ということ前提ですから当然なのでしょうけれども、保存をする、あるいはできるだけ景観を残すというようなことでの対応で指示もされたと思うのですけれども、そういう意味合いではできばえとしては十分その技術が生かされているという御判断で、あるいは今後課題として保存物等を残す場合においてさらに研究、研さんをしなければならぬという状況があるのかどうか、地元業者のこの種関係の技術的な推移の問題について、苦労話も恐らく多々あるのでないかと思うのです。実際工事にかかつてみたら、なかなか保存しようと思つてもできない部分なんかもきっとあつたのではないかと思ひませぬし、当初から所管の委員会の中でも残せる部分と残せない部分というのは説明もございませぬから、前段の総務部長の話は理解をしているのですけれども、技術的な分野でもし言及されることがあれば建設水道部長にもお願いをしたいと思ひませぬ。

それから、先ほど利用時間については、利用者のニーズ等を踏まえながら、市長の承認を得てという、場合によっては宿泊も可能ということでありませぬけれども、それに加えて休館日の関係についても一般的な休館日を一応設けながらも、ニーズによってはまたこれも市長の承認を経て、変更ができるということになっておまして、極めて柔軟に対応できるという受けとめ方をしておひませぬけれども、それは直営であろうと、行く行く指定管理者になろうと、そういう認識で受けとめてよろしいのかどうか。ただ、その場合宿泊料金の関係についての設定はございませぬから、改めてそういうニーズが出た時点でつけ加えるような提案になるのかどうか。あるいは、現行の全日を生かしてということにはちょっと無理があるのかなという感じがしますが、改めて料金の設定についてお尋ねをしたいと思ひませぬ。

料金の積算根拠については、他の公共施設との見合いだとか、あるいは総体的に利用しやすい料

金になっているから結構なのですが、ただ維持管理の関係で、これらの収入をどのぐらいの率、維持管理費に対して収入見込みをどのぐらいを設定をされているのか改めてお聞きをしたいなど、こういうふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先に収入の関係についてお答えをさせていただきますけれども、これにつきましては19年度スタートしてみなければ現実わからないというふうに思っておりますけれども、19年度の予算書の中では12万円の歳入を見込んでいるところでございます。なお、職員も時間外に利用するときには利用料金を徴収をしていこうと、もちろんでありますけれども、対応してまいりますけれども、1年経過する中でどのような形での収入が見込めるか検討しなければならない部分でしょうけれども、当初予算では12万円程度を見込んでいるところでございます。

宿泊料金の設定につきましては、今回基本的には宿泊をする施設、会館ということで考えておりませんでしたから、利用料金等については記載がございませんけれども、これについては多分に藤島なり、杉並なり、ドーリンスクなり、リンゼイなりから友好交流等に来る方が主に利用する部分でありまして、そのような形での利用制限、利用制限というのでしょうか、多分そうでしょうから、そのときには臨機に対応していきたいということで考えておりますので、御理解をいただければと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（石王和行君） 済みません、漏れておりました。休館日等の部分につきましては、これも柔軟に対応していけるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 技術的な面でございますけれども、名称にもございますように北

国雪国ふるさと交流館ということでございますので、北国の四季に映える建物の景観、これは建物周辺に木が相当あるわけでございますけれども、その木の一部伐採によります整備も含めて、全体のロケーションの創出ということも含めて、北国の四季に映える景観の創出ということにも配慮いたしました。そして、技術的には発注者と受注者という関係があるわけでございますけれども、発注者の仕様については受注者は常に研究、努力をするということでございますので、受注をされた企業におかれましては努力をしていただいたと、そんなふう感じております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 技術的なことについてはもう少し詳しく具体的にお聞きもしたかったのでございますけれども、でき上がりで実際に見せていただきながらまた楽しみにしたいと思います。ぜひ完成後市民周知でしっかり施設を1カ月でも自由に見ていただいて、どういう利用方法がそれぞれあるのか、あるいはそれぞれ利用頻度、しっかり市民が利用できるような形になればと思いますので、広報や周知なども含めて一定の期間とって自由に見ていただくと。その中で、やっぱり利用度を高めていただくようなことの工夫を求めて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第8 議案第3号
名寄市道の駅条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

道の駅事業につきましては、これまで旭川開発建設部、公安委員会、生産者、製造業者など関係機関、団体と鋭意協議を進めてまいりました。本件は、交通網が発達した今、道路を利用する市民や来訪者に安全で快適にして潤いと交流の場である休憩機能や情報発信機能を提供するとともに、地域振興、観光振興など交流人口の拡大を図るため、名寄市道の駅条例を制定しようとするものであります。

施設整備につきましては、本年7月に着工、平成20年2月完成、同年4月のオープンを目指しており、隣接する施設と一体となった施設づくりを考えております。また、管理運営につきましては、施設のサービス向上や経費の縮減と効率性等を図るため、指定管理者制度を活用しようとするものであります。今後は、この施設がより多くの方々に利用され、憩いの場となるよう、指定管理者の募集、選定、議会の議決等といった手続を鋭意進めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条

の規定により経済常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第9 議案第4号
名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第4号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本地域での公共事業は依然として減少基調にあり、雇用情勢も深刻な状況であります。本件は、快適な住環境を整備改善する方々を支援するとともに、建設産業の振興及び雇用の安定を図るため、名寄市住宅リフォーム促進助成条例を制定しようとするものであります。

助成の内容につきましては、住宅の増改築工事のほか耐久性を高めるための工事、安全、防災上必要な工事、居住性を良好にするための工事、衛生上必要な工事におきまして地元業者が請負、費用が100万円以上の改修工事等に対し定額の20万円を助成しようとするものであります。

なお、助成の期間につきましては、平成19年度から21年度までの3カ年と考えておりますが、住環境改善、建設関係業界、雇用などにおきまして大きな効果が期待されるものと期待をしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○11番(高橋伸典議員) ちょっと質問させて

いただきます。私は、この住宅リフォーム促進条例は大変素晴らしいものだというふうに賛成なのですけれども、若干教えていただきたい部分がありますので、よろしくをお願いします。

まず、市内建設業者ということでありまして、市内に本社を有して、また営業所に常時10人の社員がいるという業者なのですけれども、これは何社あって、ここにハウスメーカーも含まれているのかというのを教えていただきたいと思っております。

また、工事において着手の届け出を出したときに、図面だとか、どういう部分をやるという工事のその着手の届け出が出ると思うのですけれども、通常名寄の建設にいらっしゃる方は1級建築士持っておられるので、どれまでの工事で、どれまでやれば大体100万円を超すというのがわかると思うのですけれども、こういう補助になると、名寄にはないと思うのですけれども、悪徳業者が個人との経営でここまでやって、こういうふうにしようという部分が出る可能性もなきにしもあらずというふうに考えますので、この着手のときにどれまでの検査をして許可を出すのかというのを教えていただきたいと思うのと、個人経営しているマンション等、住宅、自分がそのマンションに住んでいると。そういう場合、住んでいるところの部分というのはこの工事の住宅リフォーム促進助成条例に入るのかどうかというのを教えていただきたいのと、若干先ほどと関連するのですけれども、そういう工事で違法があった場合の返還にかかわる延滞金等の規定がありますけれども、この延滞金の中の部分で14.6%というのは若干少ないかなと。もうちょっと罰則を強化してもよろしいのではないかなというふうに思うのですけれども、この4点をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、1点目につきましては、市内の建設業者の10名にかかわることだと思いますけれども、この部分につきましては、御答弁と合致するかどうかは別にいたしま

して、市内に本社を有し、建設業を営む者、これは建設業を営む名寄市内の方々だったらどなたでも結構ですよという規定なのです。そのほか市外につきましては、支店あるいは営業所などを有して常時10名以上の社員を配置している建設業者を営む、市外のことを規定しているものでございます。したがって、つまり市内の中で営業している方につきましては、建設業を営む方につきましては市内建設業者として全員対象とするというふうに御理解をいただけますでしょうか。

それから、工事着手のことでございますが、規定にありますように規則で定めるところにより所定の着手届を提出をしてくださいということでございますから、その規則にのっとった形の中で着手したかどうか、それから当然私どもが行って着手をしているかどうかの確認もさせていただきますし、完了検査も同時にさせていただきますというふうなことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目、マンションの部分でお尋ねがありましたけれども、これはあくまでも市内に住所を有する者というふうな規定でございます。権利者がだれであるのか、所有者がだれであるのかというようなことで判断をさせていただくことになるかと思っておりますので、前提はあくまでも市内に住所を有している方と、住宅持っている方ということでございます。マンションにつきましても権利を持っている方、マンション権利を持っている方というふうになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、延滞金の部分につきましては、これにつきましては安いのではないかということなのですけれども、私どもの方で返還を前提にするということでは決してございませんので、推進してもらおうと、建ててもらおうと、そしてそういった返還にかかわるようなものが出た場合になのですけれども、14.6%という一定の基準の中で定めさせていただいている、市税の部分で決めている率を

そのまま適用させていただいておりますものから、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○**経済部長(手間本 剛君)** 業者件数は、済みません、わかりません。業者件数につきましては、ちょっと押さえておりません。

○**議長(田中之繁議員)** 高橋議員。

○**11番(高橋伸典議員)** 先ほどのマンションの部分なのですが、もしも私が名寄に住んでいますと、マンションを運営していますと。そしたら、そのマンションの補修もそれにかかわっていいということなのでしょうか、もう一回お願いしたいのと、こういう補助金を出す場合、また国や何かで児童手当とか何かを出す場合、やっぱり収入に応じてその人が該当するだとか、きょうも住宅減税の出ていましたけれども、年収に応じてこういうものがあるのだよという規定がつけられると思うのですが、名寄の場合は年収が1,000万円を超えても、どんな人でも使えるというような部分なのでしょうか。それともこの条例には書かれていなく、規則で年収が何ぼの人までですよというふうになっているのでしょうか。この2点をもう一度お願いします。

○**議長(田中之繁議員)** 手間本経済部長。

○**経済部長(手間本 剛君)** 先ほど話しましたようにマンションの部分で、マンションのオーナーというのではなくして居住、その方が住んでいらっしゃる、居住しているということですから、名寄市民であって、かつ住宅に住まれていると、居住していると、権利を持って居住しているという方でございます。

それから、2点目の所得制限等につきましては特にしておりませんので、どなたでも100万円以上の投資であれば20万円を助成するというふうな考え方でございます。

○**議長(田中之繁議員)** 齊藤晃議員。

○**31番(齊藤 晃議員)** 市長の提案説明のよ

うに公共事業が減少する、あるいは雇用が深刻と。そういう中での地域経済活性化の一つとして提案されたわけでありまして、そういう点では私も何回かこの点については質問しておりまして、業者、あるいはそういうことを思っていた市民の方から喜びの声が上がっているところであります。

それで、若干お尋ねをしておきたいと思えますけれども、今回の申請手続は、4月1日から公布ということになりますと早速雪解けと同時に、こういうふうになろうかと思えますけれども、そこら辺もう少し、例えば業者にリフォームする場合には見積もりをして大体どのぐらいかかると、あるいは自分の予算はこれぐらいだからと、こういうふうなことは当然でありまして、そういう点で一定の書式の申請の手続の内容、これについてはそういうふうな一定の見積もり、あるいは図面などは必要としているのか。また、それに基づいてオーケーを出すことによって着工にかかっていると、そしてまたお話のように完了検査をすると、こういうふうな仕組みになるのか、その点もう少し詳しく手続などについてお知らせいただきたいと思えます。

それから、二つ目が100万円以上の工事ということであります。高齢世帯などで、やはり古くからということで年度当初にリフォームを行ったところ、障害なども起きたりして、再度リフォームが必要になったと。しかし、それも100万円を超えるという場合には、これ2回ということになってしまうわけなのですから、そういう場合にはどういうふうを考えておられるのか。これが二つ目であります。

それから、三つ目がこの事業を市長が提案のように地域活性化への大きな支援と、こういうふうを考えているのを3年間の限定と、そういうふうにした理由は何なのか。既に前からの答弁で伺っておりますと、15年から20年たった住宅の軒数というのは相当数見込まれているというふうな答弁もあったわけでありまして、そういう点での

3カ年、しかも年間で1,000万円の予算と、こういうふうなことでありますから、その点はこういうふうな内容なのか伺いたいと思います。

さらに最後には、やはりそういう面では早速やりたいとなったときに、予算枠が1,000万円ですからおおむね50件と、こういうことになるかと思うのですけれども、それがそういうふうな3カ年という枠があるとそういうことになることが予想されるものですから、件数が超えた場合、50件以上、そういう場合などはどういうふうを考えておられるのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 業者の方々についての手続といたしましうか、それから一般市民の方々への周知、そういったものについてのお尋ねだったと思いますが、私どもの方で考えておりますのは規則の中で申請書提出、着工するに当たって一連の申請書から提出していただいて、そして交付決定して、中間検査して確認して、そして助成金を支払うというような、そういった一連の規則の中での手続を定めて進めていきたいというふうに考えております。

それから、1度受けた者が再びまた年数を追って受けることができるのかというお尋ねだったと思うのですけれども、これにつきましてはこの制度のリフォームはあくまでも1回限りと。1人が1回限りリフォームをするのに受けられるというふうな規定を定めさせていただいております。

それから、なぜ3年を限定したのかというようなことですが、こういったものは奨励事業と私ども呼ばさせていただいているのですが、これにつきましては3年ないし5年というような考え方がありのしょうけれども、一応3年をめぐとしてリフォームの制度をつくったということですので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、件数、1,000万円で20万円だと

50件ということに相なりますけれども、これらにつきましては、初めてなものですからまだわかりませんが、動向等も見ながら、50件以上の場合につきましては、限界もあるのしょうけれども、状況を見ながらの判断をさせていただきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 詳しくは規則などで、こういうふうなことでありますから、そういう面で私もこの14%の制裁を加える点については、そういうふうな形で延滞金を取るということなのですけれども、普通余り考えられない内容だと思うのですけれども、あえてこれを設けたということはどういうふうな根拠があるのかなと。何か他市の例なども考えて、こういうふうなことが予想される、そういうふうな事例があったのか。普通は限られた予算、限られた額でやるわけですから、そういうふうな返還というのは余り考えられないものですから、どういうふうなことを想定されているのか伺いたいと思います。

さらに、1度だけというのは当然だなと、こういうふうに理解もしております。

それで、3年限定についてでありますけれども、こういう条例なので、3年を限定にしたと、こういう言い方でありまして、御案内のように部長は風連町出身で、風連での住宅建設支援への制度ありましたよね。それは3年限定だったのでしょうか。ではないはずなのです。そういうふうな面では、住民要望などの兼ね合いをしっかりと見ないで、ただ機械的に3年限定というふうにするのはいかがかと。住宅というのは、それぞれ耐用年数もありますけれども、そのときの状況などによっては傷む場合もありますし、あるいはまた年齢とともに、あるいは同居する人がふえるだとか、いろいろなケースでの需要が出てくるのではなからうかと、こういうふうに考えるわけでありまして

けれども、この点市長が提案説明でこの制度の根拠を言われた趣旨とはちょっといかがかと、こういうふうに考えますが、この点については市長、御答弁をいただきたいと思います。あわせて1,000万円を超えた場合についても、答弁では予算の範囲で可能性があるやに聞こえましたけれども、この点もあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 住宅のリフォームに対する助成ということで今回提案をさせていただきました。木造の住宅の場合ですと、経験的にも15年ないし20年間住まいをしていますとどうしてもすき間があくとか、あるいは暖房効果が落ちるだとか、いろいろな手直しをしたいというのが出てくるわけでございまして、そういう面から申し上げますとずっと制度をつくって、長くということの御意見があるかと思えます。今回の条例の提案のきっかけは、提案の説明にも申し上げましたように、やはりこういう助成制度を設けることによって市民の皆さん方が不自由をしている部分をこの機会に解消しようかと、きっかけづくりというふうに押さえていただければ結構と、こんなふうに思っております。年間50件程度というふうに想定をいたしましたけれども、こちら方は担当部長からもお答えをしていますように想定が実はついておりません。好評で50件以上の該当が出れば、翌年度回しという対応もありますけれども、できるだけ議会に御相談を申し上げて、補正対応等で市民の皆さんの期待にこたえていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 延滞金の取り扱い、14.6%の分、これをなぜ設けたのかということとございまして、こういったものは本意ではないのですけれども、返還の事態に立ち至った場合につきましてはこういった一定の違約金をさせていただいて、こういった定めを、決めを設けさせていただいたということとございまして、決して

これはこういう事態を予測してということではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） わかりました。今回提案された内容につきましては、他市の例とも比べて非常に補助の率が厚いというふうに私は考えております。特にそれぞれのまちによっては工事額の何%とか、もちろん限度決めて、限度額が10万円だとかいろいろな制度がある中でこういうふうな対応を提案されたということは、多くの住宅の補修を望んでいる方たちや、また提案にもありますようにこういう事業を通じて業者の方たちの還元というのは非常に大きいなど、こういうふうに考えるわけでありまして。特に住宅の場合は、御案内のように1業者だけでなく非常に関連をした多様な業者への波及効果もあるだけに、こういう制度がぜひ趣旨にのっとって地域経済活性化の一翼を担うことを願っております。それだけに1,000万円を超えるようなことがあった場合には、ただいま市長が答弁されましたように補正などの対応も含めて取り組まれることを求めて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、1点だけ確認させていただきたいのですけれども、第5条、補助金の交付対象者の部分で、（1）、本市に住所を有する者及び（3）の市税を滞納していない者というのはそのとおりに理解できるのですけれども、（2）、改修工事などを行う住宅の所有者であって、かつ当該住宅に現に居住している者という表現がされています。これ国語表現上の話になるかと思うのですけれども、これを国語表現上に解釈すると住宅の所有者で、加えてその住宅に住んでいる人が対象だと。例えばこれから3年間の限られた期間ですけれども、団塊の世代の人たちがだんだん退職されてくる。例えば親が住んでいる名寄市に戻って住みたいと。その親の家は、も

う両親は亡くなって例えば空き家になっているとかいう場合もケースとしては考えられると思うのですが、そういうケースはこれには該当しないのですか。それともそういうことについても該当するというお考えでいらっしゃるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 親の家を改築をして、だれかに貸すという場合については、これはこのことに該当しないと。親の家を借りて自分が引っ越してきて、親の家に住んでいて、そして改築しましょうというときには、住民票も当然移しますでしょうから、それから着手をするということであれば該当になるということであります。住民票もなく、ただ親の家を改修するという内容については、補助金を交付する担保にはなり得ないというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 多分今の助役の答弁のとおりだと思いますが、それは条例の中に盛り込まなくても解釈としてよろしいのですか。どこかにつける必要はないのかどうなのか、その辺の確認だけしておきたい。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 例えば時間経過で、住民票を移しました、しかしまだ住んでいませんとか、そういうことは法的にあり得ないのです。転居してから14日以内に住民票は届けなければならないということでありますから、私どもの判断としては現に住宅に住んでいる者という住民票を移したということが住んでいる者というふうにみなしていくということになるというふうに解釈できるというふうに思っております。さらに拡大解釈して、例えば東京に住んでいて、3カ月先に引っ越してくると。確実にこちらに引っ越してきてから住みますと、だから3カ月前に改修をしたいと、こういうものについてはちょっとまだそれは担保し切れないというふうに思っていますので、まず

は住民票を移していただくことということがこの現に住宅に居住している者と、こういうふうに解釈してもいいのではないかとこのように思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） かねてから市民ニーズの高い施策でございまして、歓迎をする一人でございます。今までも各議員からそれぞれ取り上げられたことですので、全面的に賛成をしたいのですが、二、三お聞きをしたいと思いますが、先ほどどなたかも言っていたとおり、2条の（4）、常時10人以上の関係で、これはこれで一つの規制枠というか、地元配慮ということで、にわかに駆け込みで10人とりあえずそろえてということもあり得ないわけではないと思っております、やっぱり一定の市内における営業実績みたいのをあえて規制の中につけ加える必要がないのかどうか。そこまで考えておいた方がどうかという感じがしていますので、考え方聞いておきたいと思っております。

それから、もう一点は、今齊藤議員も言っておりましたが、3年間の問題で、私は将来的な施策で22年までということについては理解ができませんが、要は市民ニーズがその時点でどこまで、さらにこれは本当にニーズが高いという判断もまた事業の評価で出てくるのかなという感じがしておりますけれども、そのときの財政状況や一般財源の弾力性にもよりますけれども、基本的な考え方として、評価をして一たん終わりながらも、ニーズが高いとすれば新たな事業としてまたスタートをするということもあり得るのかもしれませんが、需要の見通しについて、とりあえず今年度は1,000万円、50件ということでございましてけれども、それも50件というよりも多少の増減はしっかり受けとめていく決意もあるようですけれども、3年間トータル的にどのぐらいの需要を現状の築状況を見て、どういう推移を見ているのかお尋ねをしておきたいと思っております。

あるいは、私も家27年ぐらいで建て売りを買

って大失敗した一人で、四、五年前におふくろと一緒に住むのに金がないので、下だけリフォームしたのですけれども、上が残っているので、まだこの対象かなと思うのですけれども、やっぱり関心が高いのです。1週間前にも私市役所に来ましたら、受付の市役所のロビーで、熊谷さん、熊谷さん、制度始まったそうで、どうやって手続するのだといてもう来た方がいたりして、そんな人が3人いるのです。ということは、結構ニーズはあるのかなということで、4月からなのですよという話をしたのですけれども、そういうことの需要見通しについて改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それと、私どもは住宅に関しては素人ですから、リフォームに関して皆さん良識的な業者さんばかりだというふうに思いますけれども、住宅相談、リフォーム相談員制度みたいのが何か制度としてあるような気がいたしまして、制度の活用を積極的に進める意味でもそういう相談制度の充実が必要なのかなと。わかる人は来るけれども、あとは余り使ってもらわなくてもいいということではないでしょうから、金の心配は多少あるでしょうけれども、相談員制度の配置、現在も住宅の相談はやられているのでしょうかけれども、あるいは民間レベルでもやられているのでしょうかけれども、今回の施策のスタートを機に、そういう体制もとったらどうなのかというふうに考えております。

それとあと、事務手続のことで、排雪ダンプもそうでしたけれども、もちろん判こ押すのは自分で、書くのも自分なのでしょうけれども、実際には事業者の皆さんに代行していただくというケースがほとんど最近多くなってきておまして、そういう運用の幅はあって当然かなという感じがしておりますので、その代行手続についての考え方を、規則でいろいろ定めるのでしょうかけれども、お答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、内部リフォームは直接資産税にかかわってはね返ってくるものはない

のかもしれませんが、増築等との絡みも含めると資産税効果も多少は出てくるのかなという感じがしておりますが、それらを見込みを立てておられるのかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、1点目ですけれども、10人の取り扱いの部分の中で、お話ありましたように建設業者につきましては私どもの方に前もって業者登録をさせてもらいたいということで、登録の届け出をしてほしいというふうなことで手続を進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、3年の適用の部分でお話ありました。齊藤議員の方からもお話あったのですが、風連の中で進めておりました持ち家制度という制度がございました。これにつきましては、3年というふうな区切りの中で継続をしてきた経過がありました。しかし、先ほど言いましたようにやっぱり奨励事業というのは3年もしくは5年という一つの目安の中で制度を見直していくということも含めて、一つの区切りとして3年がいいのではないかなというふうな形の中で今回の制度は22年までの3年というふうなことで設けさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っています。

それから、先ほどありましたけれども、財源も含めての事業の見直しの部分につきましては、これは22年の結果を見ながら、踏まえていきたいというふうに思っています。それで、今現在市内の住宅の過去の建設された新築、増築、改築、共同住宅等々データを持っているのですが、ばらつきがありますものですから一概には申し上げられませんけれども、これらの推移を見比べながら、ことしの19年度につきましては50戸ほどを見させていただいたということでございますので、これもまた今後動向を見ながら注意していきたいというふうに思っています。

それから、相談員制度の部分の中につきまして

は、今後相談員の制度が必要とあらば、また検討させていただきたいと思っております。

それから、代行の部分につきましてお話ありましたけれども、これは私どもの方では一応申請の届け出、あるいは検査して交付するというふうな手続になるかと思いますが、中には代行される方もあろうかと思っておりますけれども、あくまでも本人の届け出によって進めていきたいというふうな考え方で基本的には押さえております。

資産税の部分につきましては、ちょっと私の方ではわかりませんので、以上申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 資産税の税の関係に御質問がありましたけれども、その関係については見込みを押さえてございません。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 代行を公式に認めるかどうかということはあるのでしょうかけれども、実際に書いてあるものの確認をして判こ押すのは本人はもちろんなのですけれども、いわゆる実際に事務作業、専門的なことを書いたり、見積もり等の関係あって、該当業者さんとのやりとりは当然出てくると思いますし、それは代行的にお届けをいただくということについては当然本人申請の枠というふうに受けとめていいと思うのですが、お答えをいただきたいと思っております。

資産税は入ってくればいいという程度のことしか考えていないようではございますけれども、それ以上申し上げません。

あと、業者登録は当然なのですが、さっき言った営業実績の話あえて私も言いましたが、地元以外に入ってこれないという規制をこの条例ですっきりできればいいのですけれども、しかし登録して、仕事だけして、また帰るなんていうこともあり得ないわけでございまして、営業実績何年かとか、それは地元業者との関係も出てくるでしょうけれども、十分差別はした方がよろしいのかなという考えしてございまして、改めてお答えをいた

だきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後半お話がありました市内業者と市外業者をどうするかということで、条例では一応人数で区別しております。ただ、実際には、よく私どもも使っているでありますけれども、雇用保険の名簿をつけてもらう、決してそれはきょう来て、やったぞということではだめだということで、ある程度実績を持った雇用保険の名簿をつけてもらう。あるいは、社会保険の加入実績をつけてもらうと、こういったことを手続的に必要かなと思っております、今お話ありました市内における事業の実績、これとあわせて規則の中で提出書類の中に必要だということで、できるだけ市内の業者を優先的にやれるような手続にしていきたいというふうに思っております。

それから、代行手続の話が出ました。もちろん本人が申請でありますから、この代行手続が悪用されないように、きちんと本人申請というふうにしてその代行であってもさせていただきたいというふうに思っておりますから、その辺は実態を見ながら、受け付けをしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど来話がありました3年間の関係ですけれども、私どもこう考えています。1年間50件、3年間で150件ということで、3,000万円というふうになっています。したがって、それを一つのまず目安にしていると。それは、ことし50件をオーバーしたからということではなくて、3年の範囲内でまずは考えていきたいというふうに思っております。それで、その後のことについては、先ほどお話がありましたいろいろな財政事情や住民ニーズだということでありませぬ。手間本部長から話しましたとおり、名寄地区の住宅、風連地区の住宅、これちょっと性格が違うところありまして、名寄地区はかなりサラリーマンが多かったと。しかも、転勤族のサラリーマンがいたということで、住宅を建てて転勤してい

ったという人がかなりいらっしゃいます。特に国鉄関係の異動の関係なんかがあって、そういうふうに押さえておられて、したがって中古住宅のリフォームのニーズというのはあるというふうに押さえているところでございまして、そういう意味では3年間一応見させていただくということで設定をさせていただいております。よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） さっきから黙って話を聞いていたのですが、そこで私はこの間市長が50年、60年後の名寄の高齢化の問題についていろいろと検討していると、そういうことは大事だということで、このリフォームの問題もそこら辺の対象として考えると、今のお年寄りでも、雪の問題出ました。屋根にいっぱい雪積もる。しかし、考えてみたらヒーターをつけて、雪がないようにすると、こういう仕事だってあるではないかと。あるいはまた、玄関の前雪でもっていっぱい、年寄りなかなかできないと。表もロードヒーティングといいますか、玄関の前、その程度のことはひとつこれとやらすことが必要ではないかなと、そういうぐあいに考えたのだけれども、これから高齢化がだんだん、だんだん進んでいく中で、こうした対応が行政として最も必要なことだと思うのです。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） この条例案の最後のページでございまして、別表がついておられて、このような工事が該当しますよということですから、当然このような工事の内容の中の確認できる書類をいただきます。これは、このような増築、改築、修繕、模様がえと、これが確認できる中であります、この中で今おっしゃった例えば安全上どうしても必要だということになれば2の（7）の安全上、あるいはまた防災上必要なことに該当すると、こういうふうに認めればそのような今おっしゃったような工事の対象になってくるということ

でありますから、この表の中で該当する工事をやっていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） 玄関の外のロードヒーティングについては該当にならないね、これ家の中だから。同じですか、これ。なるのですか。この辺ちょっと見解をお願いしたい。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 直接住居にかかわるところのリフォームということありますから、直接住居にかかわる部分で安全上ということであれば、それは対象になりますけれども、住宅外の工事というのは外構工事に属しまして、これは対象にしないということでございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正され、少子化対策として扶養手当に係る扶養親族の3人目以降も2人目までと支給月額を同額にすべく1,000円引き上げられたため、本市の職員も同様の措置を講じようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年4月から大学運営の体制を踏まえ、学科長及び教養教育部長が教学に重点を置く学科等の代表として各学科内等の取りまとめを行うため、管理職の指定を外し、学科長等手当月額3万円を特殊勤務手当として支給しようとするもので

あります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 今の月額3万円の手当の額を否定するものではないのですが、特殊勤務手当という意義というか、今名寄市は一生懸命この特殊勤務手当をどんどん、どんどんなくして、今名寄市にあるのは危険を伴う行為に対する仕事についての場合に支給する手当と私はとっていたのですが、この特殊勤務手当で支払いをするという考え方についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 岩木議員おっしゃるとおりに、特殊勤務手当の定義につきましてはお答えをさせていただいているように危険、汚い、不愉快、不健康というふうなのを一定程度一般の行政職についてはそのようになり整理をさせていただきました。今回今提案の趣旨を申し上げたように、短大から4大化に伴う管理職の関係での学内の運営の中での位置づけということで、学科長については管理職から外すという位置づけでございます。提案の趣旨は、それで、今名寄市の職員の給与に関する条例の中でそれぞれ特殊勤務手当なり、管理職手当なり、住宅手当なり、通勤手当なり等々を規定をしている部分がございます。その中で、これらの部分は今回初めての4年制になる部分での学内の中での変更ということもあって、現在の給与に関する条例の中の条項の部分には全くはまってくる条項がありませんでした。新設をして、新たに整理をすればよかったのでしょうか。考え方是一般の特殊勤務とは違いますが、学科主任といいたいまいしょうか、そのまとめの手当ということでございまして、一般の部分で今整理されている部分と、あと市立病院の医師に対する部分ですとか特殊な部分での整理をさせてい

ただいている手当がございませぬけれども、そのような位置づけの中で今回特殊勤務手当の方に学科長手当というふうなことを設けさせていただきました。確かに不自然な部分ということでの受けとめはあろうかと思ひますけれども、他大学の関係とも照らした中で、大学の担当の方とも協議をさせていただきますまして、このような形で手当ということで提案をさせていただきます。

なお、このことに伴って3万円の月額ということでございませぬ。それで、これまでは管理職手当ということで10%マイナス2ポイントで8%の手当を支給しておりました。おおむね給与月額8%といひますとこれまでは4万円程度の手当ですけれども、額的には1万円程度減額になる手当ということになってございませぬので、それらを含めてひとつ御理解いただければなというふうに思ひているところでございませぬ。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 理解はさせていただきますけれども、今後いろんなこういふことが起きた場合にすべて特殊勤務手当の中に該当がないからといって足すということは余りよろしくないことではないかと思ひますので、本来であればやはり新たな手当という言葉をつくって条例に出していただければよかつたと思ひますが、理解いたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年4月1日をもって名寄市学校給食センターと名寄市風連学校給食センターが統合し、また平成17年4月1日に施行された学校栄養教諭制度の創設に伴う学校教育法の一部改正により、共同調理場に勤務する学校栄養士を学校栄養教諭として発令する際は学校籍となるため、名寄市学校給食センター設置条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第13 議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日から学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲学校、聾学校、養護学校から障害種別を超えた特殊支援学校に一本化されますが、本件はこれに伴い北海道の事業である北海道医療給付事業補助要綱が改正されるため、名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第14 議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、工業開発の促進及び企業の立地促進を図るため、市内に工場等を新設、移転、または増設する企業に対し助成を行っております。本件は、本市に立地する工場で、新設、移転、または増設のための投資額が2,700万円を超えるものについて工場等設置費及び用地取得費に対する補助限度額をそれぞれ3,000万円から2,000万円に、用地取得費の補助率について市内の地価等にかんがみ、これまでの50%から30%に改めようとするものであります。また、本市に立地する工場及びソフトウエアハウス、または試験研究施設であって、新設、または移転のための投資額が3,000万円以上、または増設のための投資額が2,700万円を超え、かつ5人以上の雇用増加があるものにつきましては、これまでどおり工場等設置費補助について限度額5,000万円、用地取得費補助について限度額4,000万円の補助を行いますが、用地取得費の補助率につきましては50%から30%に改めようとするものであります。

なお、本条例第2条第1項第5号、第4条第1項及び第5条第1項の改正につきましては、固定資産税の課税免除及び不均一課税についての文言整理等であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市住宅環境改善等補助条例は、合併前の風連町の公共下水道処理区域内に家屋を所有する者で、自己資金により既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する者等に補助金を交付し、水洗化普及促進を図ることを目的としておりますが、旧風連町における下水道工事につきましては平成16年に完了し、現在休止の状況にあります。また、同条例では供用開始から最大で3年以内に改造工事を行った者に対し補助金を交付することになっておりますが、補助の期限が到来する平成18年度末で該当者がいない状況にあり、合併協議会の中でも平成19年3月31日に廃止する意向が示されていたことから、本件は同条例の廃止をしようとするものであります。

なお、今後は無利子の貸付制度を充実させて、対応することといたします。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第16 議案第12号 合併特例区規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 合併特例区規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、平成18年第3回定例会におきまして名寄市副市長の定数を定める条例が議決されましたので、合併特例区規約の一部を改正しようとするものであります。市町村の合併の特例に関する法律第5条の14第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第17 議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、平成18年第3回定例会におきまして名寄市副市長の定数を定める条例が議決されましたので、風連町の長の給与等に関する規則の一部を改正しようとするものであります。市町村の合併の特例に関する法律第5条の36の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第18 議案第14号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 上川教育研修センター組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

上川教育研修センター組合は、上川支庁管内の市町村が共同して行う教職員等の研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育機関として設置され、本市も加入しております。助役制度及び収入役制度を廃止し、新たに副市長制度を設ける等の内容とする地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されるため、本件は地方自治法第286条第1項の規定により上川教育研修センター組合規約の一部を変更しようとするものであります。

以上、同法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第19 議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成18年8月に名寄市立総合病院におきまして大腸ファイバーによる検査中、相手方の結腸をせん孔させ、同日緊急でせん孔部分の閉鎖手術を行いました。その後、専門家による医療相談を受けた結果当病院の有責と結論されたため、損害賠償について御本人と話し合いを進めたところ合意に至りましたので、本件は損害賠償の額を80万円に決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

村端利克議員。

○28番(村端利克議員) この件についてちょっと質問させていただきます。

損害額の金額は私は特別申しておりません。賠償という、損害額ということについては、普通物

損事故、ぶつけたとか壊したとか、また相手に迷惑かけたということで損害というのは出てくると思います。聞いてみますと、私もこの方は暮れからも聞いておりますが、治療費はかからない、日当とかという損害額ではない。そうすると、相手に迷惑をかけた慰め料でないかという感じするのです。形のあるものを壊して確かに損害になるわけですけれども、肉体を傷つけて、相手に迷惑かけたということであれば慰め料、申しわけなかったと、そういう金額ではないかというふうに私は感じます。ですから、この金額は慰謝料、病院代もかからないということであれば本当に申しわけなかったと、ごめんなさいという慰謝料ではないかというふうに感じるのですが、この点についてどうしてお考え持っているのかお伺いいたします。

○議長(田中之繁議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えを申し上げます。

ただいま議員質問されたとおり、慰謝料ということの算定でございまして、保険会社とも相談しましたところ30万円ということでございましたけれども、大久保さんの方から受けた精神的、肉体的ダメージについても名寄市としての誠意を見せてほしいというお申し出がありまして、私ども院長の長引かせたくないという思いもありまして、意を酌み取らせていただいたという金額でございまして。

○議長(田中之繁議員) 村端議員。

○28番(村端利克議員) その示談をしたことについてどうのこうではないのです。この文言が損害額って、損害額という言葉が私はどうしても気にかかるのです。やはりこの言葉は、賠償といいますか、それとまた慰め料です、家族に対しても、本人に対しても。申しわけなかったという慰め料、そこの慰謝料でないかという感じしている。だから、損害額、計算は何ぼ損したから、何ぼぶつけたからどうしたという枠というのは決まらないと思うのです。ですけれども、慰め料では金額

というのは定められる、志でという形になりますので。保険の出し方でいうと休業補償、病院代、慰謝料、そういうのを重ねて補償というのはすることになる。そうしたら、慰謝料というのはやっぱり慰め料なのです、家族に対する、本人に対する。ですから、この件は、損害というのは物損、壊したとか何かしたということではなくして、内容が違うのではないですかということをおっしゃっているのです。そうではないのですか。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 慰謝料と申しましても受けた損害はあります。それは、腸に穴をあけた、あるいは手術で苦痛を与えたという損害もあります。そういうことで算定させていただいて、算式がありまして、そういう算出根拠に基づいて算定させていただいたということでございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ちょっと同じようなことばかり質問しているのですが、損害を与えたという経過は、この金額に定める根拠というのは計算できるのですか。慰め料というのであれば、計算しなくても日にち、日程的に、それからどうということだから、こういうふうに行けるということになっているので、保険業界で私も保険やっていますからわかっているのですが、これは慰め料しか考えられないのですが、今病院事務部長がおっしゃった損害額というのは何かぶつけたとかけがした人とか、物を壊したとかというのが損害であって、これは損害ではないのではないですか。その辺が、この文言が違うのではないですかということをおっしゃっているのです。どうですか。この辺は、私は相手に精神的に苦勞をかけた、また病院も長くかかった、家族にもそういったことで病院にかかってきたとかいろんな、結局これはバス代とか自動車賃とかなんとかという損害ではないでしょう。そうであれば慰め料しかないのではないですか。であれば慰謝料という言葉に何でできないのです

か、これ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 村端議員の質問の内容でありまして、この中心的なものはやっぱり慰謝料、先ほど佐藤事務部長から答弁させていただきました。中には体に穴をあけたという損害、肉体的な損害も与えたという内容もありますけれども、お気持ちどおり主なものは慰謝料だというふうな受けとめていただきたいというふうな思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第16号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年12月、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成され、その後道路法第40条第2項により帰属を受けた道路を整理番号4084、路線名、はなぞの団地5号通とし

て新たに市道の認定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時53分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれに3億2,880万8,000円を減額し、予算総額を190億1,200万8,000円にしようとするものであり

ます。

最初に、今回の補正は、国の補正予算により合併特例補助金の総額の7割相当額が予算化され、当市においても介護保険特別会計のサービス事業勘定・風連分を含めて事業規模で2億785万6,000円、補助金で1億8,420万円を計上し、平成18年度につきましては7,000万円余りを、残りにつきましては平成19年度に繰り越して執行しようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして備荒資金組合超過納付負担金5,000万円の追加は、平成18年度に交付される市町村合併補助金6,120万円の一部を積み立て、平成20年度以降の合併に寄与する事業に活用しようとするものであります。

3款民生費におきまして精神障害者デイケア事業運営施設整備補助金500万円の追加は、本年4月に開設準備を進めている医療法人社団あべクリニック設立代表者、阿部恵一郎氏に対し精神障害者デイケア事業に必要な施設整備に係る費用の一部として支援を行うものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金3,777万円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴い2,677万円、病院増改築基本設計分で1,100万円を繰り出しするものであります。

10款教育費におきまして大学費の国民健康保険支払準備金基金積立金2,000万円の追加は、介護病床から医療病床への移行が急速に進み、国保会計の安定的な財政運営に支障が出始めたため、大学設備に繰りかえ運用した額を前倒しして償還するものであります。このことにより本年度末の元金償還額は1億4,000万円で、未償還元金は6,000万円となります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う特定財源の調整を行ったほか、12月末の収納状況から判断して、自動車重量譲与税で2,000万円、地方道路譲与税で650万円、自

自動車取得税交付金で1,090万円それぞれ減額を見込みました。普通交付税の2,462万8,000円の追加は、国の補正予算により調整戻しがあり、財政調整基金繰入金を1億2,800万4,000円減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更あるいは追加しようとするものであります。

次に、第4表、繰越明許費につきましては、合併特例補助金対象事業14件のほか道営畑地帯総合整備事業費、畜産担い手育成総合整備事業費、経営体育成基盤整備事業費に繰越明許費の設定を行い、翌年度において事業実施しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第17号の33ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の減債基金積立金3,000万円の追加は、今回の補正の歳入歳出差額2億2,800万4,000円のうちの一部を公債費償還財源として積み立てするものであります。4万6,000円につきましては利息でございます。

37ページをお開きください。8目企画振興費の合併特例振興基金積立金1,500万円の減額は、国へ追加要望しておりました額が認められなかったものによるものであります。なお、同基金の取り崩しにつきましては、10年間取り崩しができないことになっておりましたけれども、合併市町村等から要望が多く、合併特例基金債の償還が終

わった範囲内で取り崩しを認めることに国は方針を変更いたしました。借り入れ後5年後から可能となるものでございます。

39ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化システムデータ作成委託料5,000万円の追加は、合併特例補助金対象事業でございまして、繰越明許で19年度に執行をいたします。データ作成事業は、実質19年度、20年度の2カ年の事業となるものでございます。

45ページをお開きください。3款民生費、1項7目老人福祉費の老人保健事業特別会計繰出金1,211万8,000円の追加は、給付費の増に伴う市負担分を繰り出しするものであります。

47ページをお開きください。3項生活保護費の生活保護扶助費3,000万円の追加は、医療扶助が大きく伸びたことによるものであります。

53ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の補償金19万7,000円の追加は、名寄市内淵の最終処分場周辺農地におけるカラスによる農作物被害の損害賠償額を計上するものであります。

59ページをお開きください。6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費の元気な地域づくり交付金3,084万4,000円、アスパラガス自動選別施設整備事業補助金785万2,000円、それぞれの減額につきましては、道北なよろ農協において実施いたしましたアスパラガス自動選別施設整備事業費が入札減になったことによるものであります。

99ページをお開きください。14款職員費の6,280万円の減額は、職員給与費の4%独自削減を含めて年度末の人件費を調整したことによるものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。11ページをお開きください。1款市税、1項2目法人、現年課税分の503万5,000円の減額は、合併に伴う均等割、月割り減額及び法人税割の見込額の確定によるものでありまして、均等割

で265万7,000円、法人税割で237万8,000円の減額で試算をしたところでございます。

2項固定資産税の現年課税分332万1,000円の追加は、主として償却資産において修正申告及び国税資料照合による増額を見込ませていただきました。各税目の滞納繰越分については272万7,000円の追加でございしますが、これにつきましては例年減額補正になるところでございしますが、12月末の徴収実績に基づき増額を見込んだところでございます。

17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項1目総務費補助金の市町村合併補助金1億5,010万円の追加は、総額1億8,420万円のうち12月補正で予算化済み額が1,500万円、介護会計のしらかばハイツ分が1,910万円を除いた額を計上するものであります。

19ページをお開きください。5目土木費補助金の家賃低廉化事業交付金56万6,000円の追加は、平成17年度までの家賃対策補助金は一般財源化されましたけれども、平成18年度建設、入居になった公営住宅に係る民間家賃との差額の2分の1に対して交付される制度が創設されたことによるものでございます。該当地区は、風連地区西町団地でございます。

21ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金の地域政策総合補助金1,100万円の追加は、合併特例債の対象になった事業に対しまして5%相当額が北海道から支援されるものであります。

24ページをお開きください。18款寄附金141万1,000円の追加は、既に予算化したものを除きまして1月末日までに寄附採納した寄附金を計上するものであります。寄附金は、寄附者の意向に沿いまして、図書購入費及び交通安全運動推進委員会交付金として予算計上したもののほか、公共施設整備基金に100万8,546円、地域福祉基金に34万円を積み立てることとしたところでございます。

以上、追加の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第22 議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして依然として増加傾向にある保険給付費と年度末における事業見込みによる各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに1億8,196万8,000円を追加して予算総額を31億4,312万4,000円に、直診勘定におきまして主に診療報酬収入等の追加と執行残等による減額を行うものであり、歳入歳出それぞれ61万8,000円を減額して、予算総額を1億1,442万2,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げま

す。1款総務費では、人件費で30万8,000円を減額、北海道国民健康保険団体連合会の共同電算使用料で35万円を追加し、事務費の中の不用額を調整しようとするものであり、総額では176万円の減額であります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえて一般被保険者療養給付費におきまして1億1,814万5,000円を追加、退職被保険者等療養給付費におきまして7,179万8,000円を追加、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費及び葬祭費等を調整し、総額で1億9,696万3,000円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、拠出額決定により高額療養費拠出金におきまして532万3,000円を減額、保険財政共同安定化事業拠出金におきまして967万円を減額しようとするものであります。

6款保健事業費では、インフルエンザ予防対策負担金におきまして174万円を追加、肺炎球菌ワクチン接種対策負担金におきまして77万円を追加、事務費の不用額を調整し、総額で149万7,000円を追加しようとするものであります。

7款積立金では、医療費支払準備金基金の積み立てによる利息分で1万1,000円を追加しようとするものです。

9款諸支出金では、一般被保険者保険税還付金におきまして25万円を追加しようとするものです。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費現年課税分におきまして所得の伸びが期待されないため5,000万円を減額、退職被保険者等国民健康保険税におきまして加入者の増加により900万円を追加しようとするものであります。

2款国庫支出金では、療養給付費負担金の確定により療養給付費等負担金におきまして133万

8,000円、高額医療費共同事業負担金におきまして133万1,000円、財政調整交付金におきまして313万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

3款療養給付費等交付金では1億3,909万3,000円を追加しようとするものであります。

4款道支出金では、高額医療費共同事業負担金におきまして133万1,000円、北海道国民健康保険財政調整交付金におきまして1,800万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費の伸びにより高額医療費共同事業交付金におきまして3,808万5,000円を追加、保険財政共同安定化事業交付金におきまして1,494万1,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、その他一般会計繰入金におきまして779万7,000円を減額、基金繰入金におきまして6,040万8,000円を追加しようとするものであります。

9款諸収入では、北海道国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業基金の廃止による還付金として336万1,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、職員給与費関係及び執行残等の整理により61万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では、外来患者の増により459万2,000円を追加、4款繰入金では予算調整のため546万9,000円を減額、5款諸収入では雑入関係の整備により25万9,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第23 議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年度の医療費の伸びにより歳入歳出それぞれに1億4,442万7,000円を追加し、予算総額を32億8,938万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款医療諸費では、医療給付費の負担増により1億4,442万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出の医療給付費の伸びに伴い、1款支払基金交付金では医療費交付金におきまして8,619万5,000円、2款国庫支出金では医療費負担金におきまして3,399万1,000円、3款道支出金では医療費負担金におきまして1,212万3,000円、4款繰入金では1,211万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第24 議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定では歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,002万3,000円を減額して予算総額を18億9,665万4,000円に、サービス事業勘定・名寄では歳入歳出それぞれ9,54万6,000円を減額して予算総額を6億4,992万1,000円に、サービス事業勘定・風連では歳入歳出それぞれに1,908万9,000円を追加して予算総額を4億6,981万2,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な歳出について申し上げます。2款保険給付費では、居宅介護給付費の

増及び施設介護給付費の減により4,963万円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の主な歳入について申し上げます。3款国庫支出金、4款道支出金及び5款支払基金交付金では、歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款事業費では、委託事業内容の充実により委託料954万6,000円を減額しようとするものであります。

歳入の2款繰入金では、一般会計繰入金1,564万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では、しらかばハイツ施設整備にかかわる一般浴室改修工事費、洗濯乾燥機等の備品購入費などに2,032万1,000円を追加しようとするものであります。

歳入の5款国庫支出金では、市町村合併推進体制設備費補助金1,910万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第25 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,458万3,000円を減額し、予算総額を18億7,743万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、各費目におきまして計数整理を行うほか、本年度の補助事業費の確定により各費目の組みかえを行おうとするものであります。

2款公債費では、利子におきまして一時借入金の金利が当初を下回ることから、150万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、中間納付消費税額の減により526万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が当初より減少の見込みであることから113万8,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、下水道使用量が当初より減少の見込みであることから1,466万7,000円を減額しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため4,026万5,000円を減額しようとするものであります。

6款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の増により2,150万円を追加しよう

とするものであります。

7款財産収入では、立木売払収入の減により1万3,000円を減額しようとするものであります。

その他別表、債務負担行為補正は、地域経済の振興を図ることを目的とした国の景気浮揚政策の一環として、名寄下水終末処理場滞水池新設土木建築工事を新たに設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第26 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ336万円を減額して、予算総額を8,224万3,000円

にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、各費目におきまして計数整理を行うようとするものであります。

2款公債費では、利子におきまして一時借入金の金利が当初を下回ることから25万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、分担金の額が当初を上回ることから74万2,000円を追加しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、使用料等の額が当初を上回ることから、30万9,000円を追加しようとするものであります。

3款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため281万1,000円を減額しようとするものであります。

5款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の減により160万円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第27 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整をするものであり、歳入歳出それぞれ10万6,000円を減額して、予算総額を4,802万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、10月の低気圧被害に伴う職員手当及び車両借上料の追加と委託料の精算に伴う減額が主なものであります。

3款諸支出金では、消費税及び地方消費税の精算に伴い、減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、給水工事の増加分を追加し、一般会計繰入金で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第28 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ18万7,000円を減額して、予算総額を3,686万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして人件費等の確定により18万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により取扱高使用料31万2,000円を減額、2款繰入金では12万5,000円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第29 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ14万1,000円を減額して、予算総額を2,986万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費におきまして同センター改修工事11万3,000円の減額は、年次計画を立てて改修事業を実施している浄化施設の本年度分の改修工事が完了し、事業費を精査したためであります。また、同センター管理費にかかわる2万8,000円の減額は、食肉センター管理費の需用費等においてそれぞれ精査したものであります。

なお、歳入につきましては一般会計から繰入金を14万1,000円減額して、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第30 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計の各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして市立病院にかかわる入院、1日当たりの診療単価の減少と東病院の入院及び外来にかかわる患者数の増などにより入院収益で4,332万3,000円を減額、外来収益では882万4,000円を追加、その他医業収益では東病院の診断書料等により5万円を追加、医業外収益におきまして他会計負担金で東病院の企業債償還利子に対する一般会計負担金より1万7,000円を追加、その他医業外収益で市立病院の患者用テレビ等管理手数料などにより367万5,000円を追加、負担金交付金で市立病院から近隣市町の病院の医師派遣に対する各病院の負担金により838万2,000円を追加、特別利益におきまして市立病院の損害賠償保険金等で68万5,000円を追加し、合計を71億2,286万6,000円にしようとするものであります。

次に、2款病院事業費用では、医業費用におき

まして給与費で市立病院臨時職員の補充等により1,460万円を追加、材料費で市立病院の薬品、診療材料費等により1億6,672万円を追加、経費で東病院指定管理料等により3,526万2,000円を追加、減価償却費で機器備品等により1,621万5,000円を追加、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で短期資金借入利子等により205万円を減額、保育施設費で保育士賃金等により330万円を減額、特別損失におきまして市立病院の事故補償金等により86万3,000円を追加し、合計を73億7,286万6,000円にしようとするものであります。

次に、3款資本的収入では、企業債で市立病院の購入対象機器の減少等により医療機器整備事業債を3,010万円減額、寄附金で252万円を追加、負担金で一般会計負担金を1,100万円追加、国庫補助金で東病院の医療機器購入費確定により8万円を減額し、合計を4億6,401万5,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本的支出では、資産購入費で医療機器等購入費用2,015万6,000円減額し、合計を6億4,119万7,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第31 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、水道使用量の減少により給水収益におきまして237万5,000円の減額、新設・集合申請工事手数料の増額によりその他営業収益におきまして47万8,000円の追加が主なものであり、総額101万7,000円を減額し、合計を5億9,201万9,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、人事異動等に伴う給与関係及び事業費用の確定により経費減額が主なものであり、224万2,000円を減額し、合計を6億5,890万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、事業費確定に伴い配水管整備、量水器設備及び水源開発整備をそれぞれ減額した結果862万4,000円を減額し、合計を2億9,223万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款

資本的収入では、資本的支出のそれぞれの事業費の確定に伴い、予定しておりました収入項目を調整した結果774万4,000円を減額し、合計を5,134万8,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第32 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算、議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算、議案第

38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算及び議案第29号から議案第38号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に、地域経済や雇用にも配慮し、戸籍電算化事業、地域包括支援センター運営事業、市立総合病院整備事業、農地・水・環境保全向上対策事業、道の駅整備事業、住宅リフォーム促進事業、風連地区市街地再開発事業、心の教室相談員配置事業の拡大、大学グラウンド及び周辺環境整備事業、天文台整備事業など、名寄市総合計画の策定に当たり議論をしていただいた事業をできるだけ多く盛り込み、編成いたしました。

一般会計予算案は186億8,596万9,000円で、合併特例振興基金造成費を当初予算に計上したことから前年度比1.5%、2億8,075万3,000円の増になりました。この基金積立金の影響を除くと逆に2.2%マイナスで、180億436万9,000円になります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比28.9%減の5億9,281万4,000円に圧縮したものの、合併効果が出るまで基金に大きく依存する状況が続くこととなります。

次に、特別会計について申し上げます。平成19年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は116億9,236万8,000円で、前年度比6.4%増になっております。これは、下水道事業特別会計で整備事業費と公債費で減額になったものの、国民健康保険特別会計及び老人保健事業特別会計の給付費が伸びたことによるものであります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は95億9,8

18万9,000円で、前年度比9.6%の増となっております。これは、病院事業会計でICUの増設など市立総合病院施設整備事業費を5億7,614万円を見込んだことによるものであります。

以上によりまして、平成19年度全会計の予算総額は399億7,652万6,000円となり、前年度比4.8%の増となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第33 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

新市における新たな国民健康保険税率及び賦課方式につきましては、平成17年2月28日に調印された合併協議書の中で新市において国民健康保険運営協議会を設置し、検討を行うことになっておりましたが、同協議会におきまして地方税法

に定められた低所得者に対する保険税の軽減措置が実施できる割合に是正すること、現行では不均一課税とされていた介護納付金課税分を統一課税とすること、ここ数年を視野に入れた安定的な事業運営を行うための需要額を想定した上で税率の設定及び法改正された課税限度額への変更の4項目について検討していただき、本年2月6日に答申を得ましたので、本件は医療給付に充てる基礎賦課分につきまして所得割を現行税率の9%から13%に変更、資産割額は据え置きとし、均等割額は被保険者1人当たり2万3,000円から2万4,000円に変更、平等割額は1世帯当たり2万8,000円から2万6,000円に変更しようとするものです。また、介護納付金におきまして所得割を現行税率の0.8%から1.8%に変更、均等割額は被保険者1人当たり旧名寄市分では5,500円、旧風連町分では4,800円からそれぞれ6,000円に変更、平等割額は1世帯当たり旧名寄市分では5,000円、旧風連町分では3,300円からそれぞれ4,000円に変更、賦課限度額は8万円から9万円に変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第34 議案第39号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第39号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

南水泳プールは、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、同プールの管理を法人、その他の団体に代行させるため、名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第35 議案第40号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第40号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市母子里地区共同牧場は、名寄市公の施設

に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、同牧場の管理を法人、その他団体に代行させるため、名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第36 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について、提案の理由を申し上げます。

事故の内容は、昨年6月に名寄市字砺波656番地8、名尾良一氏が所有する名寄市字内淵313番地1の圃場におきまして、名寄市内淵一般廃

棄物最終処分場に起因するカラスが6月8日に播種し、発芽したエビスカボチャの苗を3,885平方メートルにわたり引き抜き被害が発生したものであります。これに伴う実損額19万7,000円を本市が負担するものであります。

署名議員 佐藤 靖

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

署名議員 日根野 正 敏

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月5日までの7日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月5日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後 3時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁